

情益と強くなり、柔順と優美は變じて粗暴となり、反抗し易く、萬事控へ目に消極的なるに反し、萬事無遠慮に積極的となり、夫や子供のことは冷淡となり、機嫌の善し悪し劇變し、じれる・やける・疝癢を起す・ひきかく・喰ひ付く等益と募り家政は何一つ手に附かず、病人は頭痛・眩暈・耳鳴り・肩の凝り・手足冷え・全身だるく・夜は眠られず苦悶するので實に悲惨の極である。此の病の療法は、神經衰弱症と同様であるから略す。

第三章

醫士看護者の命令に服従すること

前章にも既に述べたるが如く、病氣に對しては醫士程智識あり且他人の診察上經驗の深きものは、如何に高位高官なるものと雖も到底及ばざる處である。否比較にはならぬのである。故に醫士は患者を診察するに當りては、自分が研究せる學理により、多年經驗したる治療により、且つ患者より聽き取りたる談話により、丁寧に觀察して病

を判断し病名を附し、之に適當せる藥を服用せしむるものであるから、常識ある醫士ならんには大抵誤診せぬものである、故に患者は醫士の言を十分に信用して、其の命令に服従せねばならぬ。併し常に不信用の醫士にては到底神經が落ち付かぬから、醫士を選びに義理立は無用である、必ず自己の常に信用し居る醫を頼みて、其の意見に従ひ其の命に反することなく指揮命令通りに身を處置するを肝要とするのである。若し醫士の命を疑ひ之れに反するならば、最初より依頼せぬがよい、依頼し置きて之れを信用せぬのは甚だ其の意中が分からぬのである。然れども患者は醫士の命令を守り實行して相當の時日を経過するも、病氣の減退する模様がないとか、或は病氣が益々募るが如き傾向があるとか、他の體部にも病が出來さうであるとかの徴候がありたる場合には、十分に醫士に身體の状態を談じ相談をなし、醫士をして其の病につき新しき考へを持たしむる便宜を與へ、共に與に力を併せて病氣の原因を確め治療をなし、病氣を平伏せしめねばならぬのである。

…… 醫士看護者の命令に服従すること……

前にも述べし如く、病氣は半分は神経により左右せらるるものであるから、自分が信ずる醫士ならば、彼の醫士は見立てが上手であるから、自分の病氣も早く治するに相違ないと信ずるにより、神経に於て既に安んじ居るにより、比較的早く病は減退する。幸に病名を確實に知り服藥其の當を得れば、忽ちにして平癒するのである。故に患者は自己の信ずる醫士を依頼し、萬事信用して其の指揮命令に服従し安心して治療するは快癒を早からしむるの一原因である。然るに患者は誠に短氣にして二日も服藥し病氣の退かざるに於ては、醫士を惡口し醫士を變更せんことを迫るものがある、之れは甚だ間違ひたる話にて、一日や二日位服藥して治すると云ふ病ならば、醫士を依頼せずとも、治する病であるのである、醫士に依頼すると云ふ病氣は、大抵かかる簡單なるものでない、故に二三日にして治する筈はないのである。但し病が早く治する治せないは患者の身體の強健の度合が甚だ關係するので、常に身體強健なる患者は早く治し、然らざるものは時日を長く要する次第であるから、素人療治にて散々疲れたる患者

は、到底一日や二日で治すると云ふことは、如何なる博士と雖も不可能である。故に患者は精神を落ち付け氣を長く持ちて安心して治療すべきものである。餘り短氣を出し醫士の感情を害するは、策の得たるものでない、何れの地方に至りても醫士を善く優遇することは同一轍であることは、醫士をして善き感情を起さしめ、熱心親切に治療せられたる爲が一の原因であるからである。

看護人に對しても患者は其の指揮に従ひ決して反對することはならぬ。看護人なるものは醫士の指揮命令の下に實行するもので、言はば醫士其の人が實行すると同一である。只醫士は他に對して繁忙の身なれば、到底患者一人に對して治療を行ひ居ることは出來ざるにより、代人として看護人に依頼し實行せしむるものであるから、患者は十分其の意を酌量して其の命令に従はなければならぬのである。然るに看護人を輕んじ之れに従はずして自由の行動をなすものあり、斯の如きは病氣を進歩せしむるに功あれども、病を減退せしむるの方法としては効力がないのみならず、病氣愈募り死期

を早からしむるは當然である。特に他人の看護人てなく家人なる時は、猶更我儘をなし患者の意のままにせざるときは暴言を吐き散らし、人によりては我意に添ふことを爲さざるにより人殺し杯と放言するものがある、實に狂的であつて沙汰の限りである。世に言ふ一に看病二に薬りと云ふことあれば、看護の善惡によつて患者の病氣に大關係を有するものなれば、看護人たるものは大に決心し醫士の指揮命令の外は斷じて患者の意に従ふことをなさず、善く患者をなためすかして機嫌を取り患者に安心を與へ治療する様にせねばならぬ。看護人によりては患者の請求甚だしきにより、少しは宜しからんと患者の要求通りになすものあり、之れは甚たよろしくないのである。之れが爲めに病氣の減退を澁滞ならしむる場合甚だ多い、之れは母親が子を看病する場合にハかくあること多いものである。母たるものは注意に注意をなして一時子に對しては不親切の如くなれども、斷じて斯の如きことは行はぬがよろしいのである。患者大人なるときは患者自身にて其の前後の分別をなし、醫士の命令・看護人の指圖を遵守實行

して、一日も早く快癒に向ふを常とせねばならぬ。看護人は他人が最もよかるべく、何んとなれば餘り我儘を言ふこと出來ざるにより、其の指圖を守り居ること多かるべく、家人ならば殊に妻とか母とか祖母とかの場合に於ては我儘を出すこと多くありがちのことであるが故に、他人が必要と信ずるのである。尤も之には家人の看護が適當する場合も少なからぬものであるから、十が十まで排斥する譯ではない。兎に角患者の我儘勝手なる行動を制止し得べき人てなくてはならぬことは確かである。看護人は、患者に對しては深切丁寧なるべきは勿論であるが、患者をして安心して治療を受ける様に仕向けるのは必要である。患者が我儘勝手なることを言ひ出したる場合、行はんとする場合又は看護人を罵詈する場合に於ては、決して意に留めることなく十分に忠告し、或は慰め杯して怒りを静め、我儘を言はせない様にするを肝要とするのである。年若き看護人或は短氣なる看護人の如きは、夫れを氣に留めて互に爭論するが常である、之れは誤りの甚だしいもので、患者は其の病氣の爲め神経に幾分不

安の點あるにより、無謀のことをなすものであるから、之れは決して意に介することなく、患者を取り靜める方法を講ずべきである。之れを要するに、患者は醫士看護人の指揮命令に服従して我儘なることなく、安心して治療を受くべく、醫士看護人は最善を盡して治療看護の任に當ることは必要で、兩者相待つて病氣の減退を早くすることが出来るのであることを忘れてはならぬのである。

第四章

患者は萬事に控目を避くべきこと

人病氣に罹りたるときは、其の病氣を一刻も早く減退する方法を講じて他意なきを要することは、患者の最も注意すべき服膺すべき點である。故に該病に關しては醫士看護人を信頼して、其指揮命令に従ふべきは前章に於て述べた通であるが、茲に又患者は一の注意すべき事がある、それは萬事控目を避くると云ふことである。之れは如何なる點であるかと云ふに、患者と醫士看護人は非常なる親密なる間柄となるのである。親密な

る、間柄は其の間に隔意を夾むことなく、善きも悪きも皆包み匿くすことなく、我が思ふ處を吐露して以て相互に便宜を得るとである。醫士看護人は患者の言にして、其の病氣に適するとか或は適せざるも害なきとかを知りたらんには、患者の望み通りになすべく、又た害ありて益なきを知らば其の理を十分に解き聞かせて注意すべく、患者の言餘りに突飛なるも又は大人氣なきも、決して之を耻入らしめ或は言かする様のとありてはならぬ。斯の如く相互に於て隔意なきときは、患者は我が思ふ程を吐露する故、心に貯ふるものなく、神經を腦ますこともなく病氣を治療するを得るを以て、比較的病氣の減退は早かるべきものである、併し醫士及看護人は患者の言に迷はされて遂に其の言を採用し、病に適せざるものを與ふるとか又は行はしむるとかありたらんには、之れこそ一大事である、之はよく世間ありうちのとにして、醫士、看護人の最も戒心注意すべきことである。即ち醫士、看護人は患者本位でなく病氣本位にて事を處理せねばならぬ、病氣本位ならば病氣に對しての利害得失を考察し、既に斷定しあるとなれば、如何

……患者は萬事に控目を避くべきこと……

に患者より請求せらるるも斷々乎として斷はり、其の不心得なると及び病氣に弊害あるを納得せしめ、之に應ぜざる様にすべきである。併しながら此の時醫士、看護人が患者に斷るに、患者を耻入らしむるとか怒りを以て抑へるとかのとありては、患者の神經をして異狀あらしむるの恐れあれば、溫和に理を解き他の無害なるをなすことに心を向け、交換的に處理するを良とす。特に婦人の如きは凡て控目勝ちなれば、只た神經を惱ますのみにて口に言ふとをなさず、鬱々悶々として日を送るに至るを以て、病には大なる害であるから、醫士、看護人は特に注意を要するのである。之れに反して患者と醫士、看護人との間に幾分の隔意あらんか、患者は己れの眞意を吐露するとなく、醫士、看護人の問ひのままに臨機の答へをなし、常に精神を惱まし居るときは、病の減退をして遅々たらしめ、其の内餘病等を併發して遂に起つ能はざる悲境に陥るものである、病氣は神經を惱ます程有害なるものはない、患者の心懸け悪しからんには實に由々敷大事となるのである。且つ又醫士、看護人も患者の臨機の言を信じて處せんか、是れ

亦弊害に陥るとは萬々であるから、互に隔意を夾むは最も宜しからざる行動である。故に患者は己れの信任する醫士、看護人を依頼し、隔意なく我が思ふ處を述べ盡し、醫士、看護人は病氣本位を確守して事を斷ずるは、實に必要であると信ずるのである。

第五章

其の他の事項

以上挙げたる四箇條は患者の常に注意し服膺すべき條件にして、其の一を缺くあらんか疾病の減退を遅からしめ、徒に身體を疲勞せしめ、餘病の發源ともなるべき動機を與ふるものであるから、患者は必ず遵守實行すべきものである。特に第五章に記述せる事項は醫士看護人の程よき手加減を要するとであるから、甚だ六ヶ敷點である、然れども患者自身は己が希望の點を腹藏なく述ぶる迄の事なれば、別に六ヶ敷事はなけれども、醫士、看護人の決斷は實に容易ならぬのである、然れども之も亦醫士、看護人の正當なる處置を取り、完全に實現せられたならば宜しいのであるけれども、餘程注意せねばなら

ぬ、次に他に注意すべき事項の存在を認むるを以て、之より少しく述ぶる處あるべし。他に注意すべき事項とは何であるかと云ふに、臨機に起りたる事件の處置である、患者重態にして就葬せるものに對しては、各自の意志に訴ひ或は醫士、看護人に於て處斷するか、就葬程のことなき患者例令は輕き心臟病とか、中風とか肺病とか等の患者で、遠方に義利合上の交際の爲とか、公用出張とか商用とかの爲め、是非出張せねばならぬ事件が起りたる場合に於ては、患者は自己の身體の状態を十分に考ひ、外出すとも敢て差支すきことを決斷するも、醫士、看護人をして身體の状態を診察せしめ、兩様の意見が一致を見たる時は始めて出發を斷行すべきである。自分が如何に外出に堪へ得ると思ふも、病氣の性質として數多の禁條もあることなれば、必ず醫士看護人の意見に従ふを宜しとす、若し患者自身に身體の工合甚だ宜しければと云ふて、醫士にも謀らず行動したらん場合に、萬一の事出來たるときは臍を噛むも及ばざる次第であるから、よくよく注意すべきである。

今例を擧げて述ぶるに、余の知人にして宿痾を有するもの醫士の診察を待たず結婚後直ちに遠方に旅行したるに、途中旅宿に於て大患に陥り死亡したるものあり、又必臓病のもの不注意の爲めに死亡したるものあり、實に死亡者に對して氣の毒であるけれども、不注意の點が一の落度である、特に脚氣症とか心臟病とかを有するものは、醫師よりの禁條を充分に遵守實行することを忘れてはならぬ。心臟病なるものは世に所謂ブラブラ病と稱するものの中に編入せらるる病氣で、醫師は必ず左の如き禁條を患者に諭告してある筈である。即ち

第一 酒・煙草を用ゆべからず。

第二 手淫・房事を慎むべし。出來得るなら嚴禁すべし。

第三 茶・コーヒーを多く飲むべからず。

第四 刺戟性の飲食物即ち唐辛子・胡椒・ワサビ・山椒・芥子等を食すべからず。

第五 常に神経を安靜に保つべし。

……其の他の事項……

- 第六 長く入浴すべからず。
- 第七 熱き湯に入るべからず。
- 第八 冷水摩擦、冷水浴、游泳、海水浴をなすべからず。
- 第九 成るべく炬燵を使用すべからず。
- 第十 感冒、便秘等に罹らぬやうにすべし。
- 第十一 強き運動をなすべからず。
- 第十二 山坂等の上ることをなすべからず。
- 第十三 神経が餘りに興奮するが如き小説又は著書を読むことなかれ。
- 第十四 悲哀なる演劇見世物等は避くべし。
- の如くであるから之れを十分に是非遵守實行するがよい、然れども患者自身は氣分に於て少しも變りなきを以て少し位は宜しかるべしと考へ、其の一を侵すときは忽ちに害あるを知るのである、故に自己にてはよかるべしと思ふも、必ず醫士看護人の意見に

よりて定むべきである。兎に角心臟病なるものは、心臟の鼓動が亢進せぬ様平常心懸けねばならぬのである、故に心臟の鼓動が亢進する様の動作及び飲食物を避くるは當然のことである、然らば如何なる條件が該病症に對して適當なる療法であるかと云ふに。

第一に營養療法が必要である、如何なる病氣でも滋養物を取るは攝生法の第一義である、特に心臟病にあつては最も其の必要がある。即ち身體が弱ると其の反對に病氣の方が重くなるから、成るべく消化し易き滋養分に富める食物を程よく取り、食事の間は一定して間食をせぬ様に注意し、力めて胃腸を強壯にするがよい。患者は常に退屈であるから、茶コーヒ等々を飲み勝ちである、之れは斷じて宜しくないから、其の代りとして牛乳を用ゐるは最も宜しいことである。何んでも自分の好む處のものは、禁條中になきものは十分に取るがよい。

第二は深呼吸である、深呼吸の心臟調節機能に効力あるは何故であるかと云ふと、一體我々の體內には胸腔と腹腔との間に一枚の横隔膜と稱するものがあつて、之れが

收縮すると腹腔内の内臓は下がり、同時に胸腔内は廣まり肺臓に多くの空氣を吸入することが出来るばかりでなく、心臓が擴がるにも其の區域が廣くて誠に都合がよろしい。夫れから強く空氣を呼き出す時には、夫れと同時に横隔膜も胸腔内に上つて來るから、心臓は強く收縮する、心臓は吸氣時に擴張し呼氣時に收縮するから、深呼吸は非常に効のあることになる。深呼吸は今一つの効がある、即ち腹内諸臟腑を強靱ならしむる故、運動或は疾走等の際に横隔膜が強く張つて居るから、心臓は常に己れの位置に安靜されてある故、決して動搖せぬ、従て動悸も高まらなければ呼吸も切れることなきを以て、深呼吸は宜しいのである。深呼吸は一分間に四息、一回の練習時間は三十分即ち百二十息内外を以て終りて休息する、之を一日の内朝夕二回、若くは朝午後夜間の三回行ふのである。併し體の都合によるから一應望者に相談するがよい。

第三には轉地療養杯も宜しい、其轉地する地方は海岸は餘りよろしくない、山間又は田園が適する、即ち冬は箱根温泉地、夏は日光、鹽原、輕井澤、伊香保邊が最も適當する。

第四には運動である、健康なる人は運動は成るべく盛んにやつた方が宜しく、少くとも一日三回は汗を流した方がよろしい、運動の盛んな人程身體は強壯になるが、之れに反して心臓に故障ある人には、運動は禁物である。けれども、唯室内にじつとして居る許りでは反つて宜しくないから、動悸の出ない限りは運動は元より差支がない、これにはブラブラ歩の散歩、又は園藝又は鶏を飼ふなどがよろしく、殊に自分の好む花卉を培養する杯は最もよろしい。又鶏か家鴨を飼ふは唯々身體の運動と精神の慰安を保つ許りでなく、其の肉、卵は又食用として大に滋養の効があるから、一舉兩得と云ふべきものである。出來得るならば都會の地を避けて山水の秀麗なる田舎の地にありて、此等の自然と親みつゝ、悠々靜養するが何よりの養生法である。

第五には精神を安靜にすることである、精神作用と心臓の作用とは切るに切れぬ特別なる深い關係を持つて居るものである、例令ば思ひ設けぬ吉報に我を忘れて悦ぶとき、他人から悪口されて憤り怒るとき、其他悲むとき、愛するとき、哭するとき、惡むと

き等には心臓の働きが烈しくなつて、俗に云ふ胸の内が早鐘をつくやうになるものがある。かやうに心臓と精神作用とは密接なる關係を持つて居る故、患者は力めて精神を安靜にする必要がある、故に喜、怒、哀、樂、愛、惡、慾の七情を刺戟する、稗史小説、演劇、寄席等は餘り宜しくない、故に苦勞、心配等があつても、假令氣にかかることがあつても平氣で居るに限る。之を取り上げて心配するときは、心臓の鼓動を早めて病症にとりて甚だ有害である、此の點は是非注意せねばならぬ。

第六には結婚につきて一言せねばならぬ。前に述べたる如く房事、手淫が心臓病に害ある以上は、未結婚の男女は結婚をなす場合に、體の具合をよく醫師に診断せしむるは必要のことである、けれども之をせぬ者が多い。勿論人によりては元より結婚も妨げない、即ち生計が豊かて精神堅固に意志も強く、結婚後生計上の煩ひも無く、妻を娶つた爲に一層心身を勞すると云ふ氣遣ひのないと云ふ人で、房事を慎み決して之に耽らぬと云ふとてあつたらよろしい。併し女子にあつては妊娠とか分娩とか云ふとがある、

懐妊十月の間婦人の苦痛は實に言語に盡し難い、健康體でも困難であるから況して心臓が弱いか悪いかの婦人は、一層甚だしく堪ふことが出来ぬ。或る産科醫の統計によれば、重い心臓病の婦人が妊娠若しくは分娩の爲めに死亡するのは一百人につき約四十人の割合であることと云ふことであるから、心臓が悪いと云ふ婦人は結婚は餘程考へ物である。兎に角心臓病者は禁條及び攝養法をも知りたる上は、之れに向つて自分の注意を拂ふは患者の務むべき仕事であつて、決して忽にしてはならぬ。然れども患者が官命已むを得ざる場合、又は患者自身にあらざれば用を辨ずることが出来ぬと云ふ場合に於ては、醫士看護人の指揮命令に従ひ、其の筋に向つて日延を訴願し、病氣の安靜を待つて即ち醫士看護の認許を待つて旅装をするがよい。而して旅行中の汽車、汽船、車馬等に關する衛生上の心得を醫士、看護人より聽聞し、之れを記憶し置き實行しつつ旅行するを良とす、且つ心臓病に有效なりと稱する薬を用意し持參することを忘れてはならぬ。斯の如く注意に注意を加へて身を處置するに於ては、決して間違

の出来ざるは勿論であるから用務を處理することが出来る、假令病氣にかかりても困難なる境遇に陥ることは、絶えてないのであると信ずるのである。

其の他臨機自己にかかる事件の出来したる場合に於ても、決して自己一個の考へを以て身を處置してはならぬ、醫士、看護人の決意を待つべきである、醫士、看護人は患者より相談を受けたる場合には、情實に纏綿することなく正當なる診断の本に論據を置き、業務の繁閑、事件の大小、神経系統に對する強弱等は勿論、あらゆる方面より觀察を下し斷定して患者に申し渡すことをなすを肝要となすのである。若し醫士、看護人にして何等の考慮もなく情實に纏綿し患者の外見上の觀察をなし斷定して患者に申し渡すことあらんか、患者が行爲中如何なる變事を惹き起すやも圖られず、斯くては醫士、看護人に對し患者平常の信頼も薄くなり、患者は以後不安の念に打たれ、安心治療すること能はざるに至るを以て、醫士、看護人たるものは須らく誠實誠意を盡して事に當らざるべからざる義務を有するのである。

第五編

外圍と自己

外圍とは即ち自己以外の自然界であつて、外圍を除きては自己は到底、生活することが出来ぬ、故に其の關係は甚だ深く且つ親密である。衛生上に於ても亦た斯くの如くであつて、假之自己のみ健全であつても、外圍が既に不健全であれば、到底健康を維持することは不可能である、故に吾人は自己の健康を維持する爲には自己一人の衛生法を守るのみならず、他人に對して衛生を重んぜしめ、共に健康を圖らねばならぬ。其の方法として如何なる點が最も必要であるかと云ふに、先づ普通の救急處置法を知るとか或は公衆衛生を講じ實際に遵守し又は遵守せしむることである。次に筒井博士川瀬ドクトル兩氏に據りて普通の事柄を述べて置く。

第一章

救急處置

……外圍と自己……

左に述ぶる處のものは、普通大體の症狀であつて又其の療法たる又普通なれば、重症者は必ず醫院若くは醫師に托すべきことを忘れてはならぬ。

救急處置法

一 打撲

原因 鈍圓なる物體例令は弱勢の銃丸、砲丸の碎片、投擲、打撃、衝突等に由て、身體の一部に劇力を受くるときに發する。

診候 皮下溢血及疼痛を以て主なる徴とする、皮下溢血は始め紫色或は暗青色の斑を皮膚に呈す、該斑は後ち黄色或は黄綠色に變じ終に消失す、其の他常に腫脹を呈する。

療法 皮下出血を制止すること、疼痛を鎮靜すること及溢血の吸収を促進することを以て、療法の主眼とする、患部を安靜にし、氷罨法或は鉛水罨法を行ひ、壓迫繃帯を施し、四肢に於ては其の末端を高くし、吸収を催進するには按摩法を用ゆるがよい。

二 切創

原因 刀劍等の如き銳利なる刃器に因て毀傷したる者を云ふ。

診候 本症は長形にして深淺一様でない、且つ創口多少哆開し創縁銳利にして出血が甚だし。

療法 創口の小なる者は、消毒繃帯を施し、其の大なるものは速に醫師に治療を托すべしである。

三 刺創

原因 針、竹、鎗、劍等の如き銳尖なる物體の衝突に因て發する。

診候 本症は傷器の異なるに従つて、創口も亦圓形或は稜角をなす、大血管の損傷するにあらざれば出血すること切創よりも微量である、然れども創口は、通例深部に達して外形に比すれば、頗る危険である。

療法 先づ創口を清洗し、單に消毒綿紗或は消毒綿を貼して繃帯を施すがよい。又往

々針尖、竹、木屑、或は劍尖の碎折する者等創内の深部に遺残するに因て甚だ治し難きことがある、然るときは速に醫師に托すべし。

四 挫創

原因 棍棒の打撞、重物の落下、土石の崩潰等に於ける鈍體の侵襲に因て皮肉分割する者。

療法 先づ創處を洗滌し、出血あるものには止血法を行ひ、冷水或は石炭酸水に浸せる綿或は綿紗若くは消毒綿紗を貼して軽く綑帯を施すがよい。又た骨傷を兼ねる者には副木、綑帯を施すべし、其の重きは醫師に托すをよしとする。

五 擦創

原因 皮膚の一部過劇の摩擦に因て破潰する症を云ふ、其の主なるものは靴傷及鞍傷とす。

療法 足部の皮膚赤くなり又は剝脱する者には、冷水を以て其部を冷却すがよい、水泡

を發するものは豫め消毒せる披針或は細針を以て穿刺して液を漏すがよい。次で單軟膏若くは撒曹軟膏を布片に塗り患部に貼るがよい、重症には鉛糖水或は石炭酸水の罨法を施し置き醫師に托すべきである。

六 毒創

原因 人類又は蟲類に咬嚼せられたるによるもの。

療法 毒物の全身に達するを防禦するには、傷肢を創口の上際に於て布片、紐、帶等を以て緩く結縛し、次で小棍を帶下に通じ、回轉して益々緊約するを良とする、而して毒素を驅逐するには、吸角を創口に貼るを最良とす。若し吸角なきときは小酒盞を以て之に代用し、或は傍人自ら口を創口に接して毒血を吸出すがよい。但し口内に創傷あるときは不可である、又火力藥品を以て蝕滅することもある。毒蛇の咬傷、毒蟲の蟄傷には、礫砂精を以て創口を腐蝕するを最も効ありとする。

七 出血

原因 茲に論ずる出血は、外傷に由て血管損傷し血液噴出するを云ふ。

療法 抑も血液は血管外に出づるときは乍ら凝固するの性を有す、故に小出血に於ては其の部を高くして安靜に保持するときは、血液の一分創口に於て凝固し自ら閉止す、然れども稍々著大の出血に在つては、唯高位及安靜のみにては止血の効がない。完全なる止血器は元より完全なる病院又は醫院にあらざれば完備せざるを以て、茲には普通有合の物品を以て止血器に代へて急を救ふの方法一二を掲ぐことにする。

一 綿球又は布に小石を包み、出血脈管上に當て壓枕せしきんに代へ、而して「ハンケチ」或は手拭にて其の上を固縛するのである。

二 圓き石或は木片を布片に包み、之を動脈幹上に當て、其の上を手拭の如き物にて、環狀に二三回纏絡かかめし、之を固定し、更に其の上を頸巾けいじん様に疊みたる「ハンケチ」を以て纏絡し、其の尾端を結締しめし、次て之と下層の環狀帶との間に木棍を通じ、數回同轉して止血するに至り、木棍の兩端を固定するのである。

八 火傷

原因 火焰・熱瓦斯・熱蒸氣・熱湯・熱液・熱固體・強酸・アルカリ等の觸接に因る。

診候 第一度に在ては潮紅微腫、第二度に在ては水泡發生、第三度に在ては燒痂やけどを生ずるもので全身三分の一面を傷くれば死を致す。重症に在ては體溫下降稀に發熱・脈搏頻數・煩渴・搐搦・嘔吐等を發する。

療法 第一度にして患部小なる者には、「グリセリン」或は「オレオフ」油の被包に兼て冷罨法（ブロー氏液或はグラルド氏水或は鉛水を用ゐるは尙ほ可なり）、第二度水泡を生じたる者には其の痂根を穿刺して其の液を漏し、次に硼酸水、撒酸水、醋酸礬土水を以て消毒し、而後酸化亞鉛・次硝蒼・ヨードフォルム・デルマトール・硼酸等の粉末を撒布し、「ヨードフォルムガーゼ」或は殺菌「ガーゼ」を置き、綿帶綿花を以て被覆し纏縛するがいよ。第三度の火傷も亦た同法を用ふ、要するに粉末綿帶は軟膏綿帶に優る所のものである。大部分の火傷には持續性溫浴を行ふ、疼痛には「オル

「トフォーム」の撒布或は十倍オルトフォーム軟膏貼用、或は1%の「コカイン」溶液を塗布す、肉芽増殖には硝酸銀腐蝕法を行ふがよい。凡て火傷は空氣に曝露せざる様之を保護すること肝要である。

九 凍傷

原因 嚴寒の侵襲に因る。

療法 凍傷に罹る者は直に溫處に入らしむるな、殊に凍傷の部を直に煖爐に近付け、或は溫湯に浸す等は固く禁ずるかよい、必ずや冷水或は雪を以て摩擦するがよい。其の部自然の體溫に復するの後極めて新鮮なる阿列布油ア列布油を塗布し緩く繃帶して患部を高位に安保するがよい。

凍傷に因て大小の水泡を生ずるときは、細針を以て水泡を穿刺して、徐かに水液を漏らし、石炭酸水に浸せる綿紗を以て軽く被覆し、繃帶を緩く施し置くがよい。已に壞疽狀くわいそをなせる部も、亦石炭酸水に浸せる綿紗を以て被覆し、緩く繃帶を施し又

は防腐療法を醫師に托すがよい。

十 骨傷

原因 打撲・撞突・射撃・跌仆・墜落・跳躍等に由て發す。骨質のみ碎折して皮膚破開せざる者を單純骨傷或は皮下骨傷と云ひ、軟部殊に皮膚破開する者を複雑骨傷或は破開骨傷と云ふ。

療法 一、整復法 此の法は已に折れたる骨部正位に復するもので醫師の行ふべき者であるけれども、又た一般普通の人にも知得して臨機の變に應ぜねばならぬ。其の法先づ一人は兩手を以て骨傷の下部を把握して徐かに且つ平等に是れを牽引し、更に他の一人は骨傷の上際を把握して反對の方向に固持して、第一人の牽引ひっぱるに因て患者の身體移轉するを防ぐべし、故に第一人の牽引する力を牽引力と云ひ、第二人の固持する力を對引力と云ふ。

二 固定法 上記の方法に由て整復したる骨傷部には、副木、繃帶或は義布斯

繃帯を施すがよい。其の目的は安全に骨傷部を保ち骨端をして正く癒合せしむるにある。救急姑息の法としては劍・銃・劍・枕・木板・樹枝・ステッキ等の物品を以て是に代へ有合の布即ちハンケチ、手拭、風呂敷類を以て繃帯すべきである。復雜骨傷の如き重劇なる症には、先づ創口に制腐法防腐法を厳行し、更に副木繃帯或は義布斯繃帯を施し置き而して速に醫に托すがよい。

十一 脱臼

原因 關節膜が過度に外力に因て緊張せらるるときに裂破して發す。

療法 脱臼にも骨傷の如く整復術を行ふべし、整復したる後は固定法として副木、繃帯或は義布斯繃帯を施すがよい。

十二 關節捻挫

原因 關節部を打撲、捻轉して是が爲に關節囊靱帶過度に延長し、或は稍々裂傷する者を云ふ。

療法 先づ傷肢を高位に安保利兼て冷卷法を施すのである。而して後數日を経て疼痛去るに及ては、患部を軽く按摩し治癒を催進するがよい。其の甚だしき症は醫に托すべきである。

十三 人事不省

原因 高處より墜落し或は頭部を打撲するときは、所謂腦震盪又は腹部震盪を起して、一時精神の官能癱絶して人事不省となる。

療法 本症を處置するには、先づ緊迫する所の衣服を解除し、頭部及上身を稍々高くして適宜の位置に安臥せしむるがよい。又軟部創傷・骨傷・脱臼を兼ねるときは前に述べたる方法に由て處置し、其の他頭部には冷水卷法を施し面部には冷水及醋を撒灌するのである。

十四 卒倒

原因 過劇の労働、疲勞後若くは温熱の氣候に於ける劇運動・饑餓・不眠・脱血又は打

……救急處置法……

撲・撞突等に因て發す。

三六

療法 先つ身體を緊迫する衣服を解除し、靜かに冷處に移し頭部を低くして適宜に安臥せしめ、而して冷水を前額及^{こめかみ}顳部に撒灌し、更に前額頰部及心臟部を濕布にて輕打するのである。

患者嚥下し得るに至れば、數滴の依的兒精^{イイブル}を冷水に和し、或は酒類を内服せしめ、次て冷水を飲料となして與へ、又嗅藥には礮砂精を用ひ、兼て足蹠及胸部に摩擦法を行ふがよい。

右の方法により醒覺^{せいかく}せざる者には人工呼吸法を行ふのである。

十五 窒息

原因 有害の毒氣蓄積せる窖室・洞窟・廢井・鑛坑・溝渠・酒窖等に入出するときに發す。

療法 患者を速に毒氣中より救ひ、直に空氣の流通善良なる處に移すがよい、殊に屋

外を良とす、此に於て衣服を脱せしめて上身を裸呈^{はたか出す}し、直に人工呼吸法を施すのである。

人工呼吸法に因て天然の呼吸機振起するときは、直に此の法を止め、更に嗅藥(礮砂精)を以て醒覺せしめ、傍ら胸臂脚及足に毛布又は刷毛を以て摩擦法を行ひ、且つ手を以て冷水を強く胸部及心窩^{みぞ}に劇射し、烏毛或は紙捻子^{かみこより}等を以て鼻中を攪拌^{かきまぜ}すべし、此の如くして患者嚥下作用を營み得るに及びては、少許の冷水に醋を和するもの、葡萄酒或は火酒を口中に注ぎて嚥下せしめ、四肢の摩擦法は尙ほ持久して、患者の精神全く快復するに至るべし。患者一旦醒覺するも更に睡眠を催すときは、注意して呼吸機の再び廢絶するを防ぐがよい。

十六 溺死

原因 水中に溺没するの際、水若くは泥土の氣道に竄入するに由て發す。

療法 先づ溺死者を水中より扶け出して、直に氣道中の水及泥土を除去し、次て人工

呼吸法を行ふを要する、即ち指に布片を纏ひ、深く口中に送入して泥土等を拭ひ去り、又氣道中の水を除去するには、救助者平座し、溺死者の腹を自己の膝上に當て、俯臥せしめ、胸部を低くし、手掌を以て患者の前額を支へて、稍々頭首を反張せしむるときは、氣道中の水は自ら流出するものである。又他法には溺死者の衣服を脱去し、是を卷きて圓柱状となし、患者の心窩に當てて俯臥せしめて、背部を押壓して肺中及胃中の水を排出せしむるがよい。

上法に由て自然の呼吸機回復するに及て、患者を臥褥に移し、被衾中に於て溫布或は「フラネル」を以て務めて身體を摩擦して、速かに體温を復せしむるがよい、殊に灰爐溫石等を以て扶くるを良とす。其の他嗅藥を用ゐる又鼻中及び咽喉の攪拌も亦効がある、而して患者嚔下し得るに至れば、溫湯又は溫茶を與ふがよい。

十七 凍死

原因 寒國に於て兵士或は脚夫等の酩酊し或は疲勞する者、寒天雨雪を犯し全身凍死

に罹り、遂に雪中に睡眠する者に發する。

療法 凍死者を抱起するには、極めて注意せねばならぬ、若し聊かたりとも粗暴の處置あるときは、凍死せる部分をして破折せしむるものである。是を以て衣服は脱除するよりも直に剪開して除去するを優れりとする。

凍死者は決して直に温室に移してはいかぬ、必ず極めて寒冷なる室例之は空虚なる厩舎、穀倉等に入れて回生法を行ふがよい。其の法先づ凍死者の身體を全く雪中に埋め、其の雪融解し去るに隨て數々雪を加へ、若し雪なきときは冷水を盛れる浴盤中に入れ、水中に於て其の全身を摩擦するがよい、但し面部は雪中若くは水中に没してはいかぬ。或は大布片を氷水に浸し、是を以て患者を被包し、更に時々冷水を注ぎて濕すも可い。斯の如き法を施して身體稍々柔軟となるに及て、更に寒室に移し寒冷なる臥褥に安臥せしめ、摩擦法を行ひ、且つ同時に羽毛紙捻子等を以て鼻孔を攪拌し、次て生活機能振起するの徴を見れば、微温の濃茶を與へ、而して後若干時

を經るも活氣振はざるときは、純良の葡萄酒火酒或は他の酒類少許を與ふるがよい。又身體尙ほ寒冷にして知覺缺乏する部あるときは、更に雪又は氷水を以て摩擦法を持續して、柔軟溫暖となるやうにするがよい、殊に其の部は可及的高位に安保するを要する。

斯の如くして四肢柔軟となり、運動すべく且つ溫氣を生ずるに及んては、人工呼吸法を行ひ自然の呼吸機を助くるがよい。

十八 日射病

原因 炎暑の候或は無風濕熱の時に際して、長途の行軍をなせる兵卒此の症を發するものがある。

療法 日射病に罹る者は、速かに冷涼なる處に移し、總て緊束する處の衣服、紐帶ひもを解除し、上身を高くして安臥せしむるがよい、但し患者の周圍には多人數群集するときは、新鮮清涼の大氣を遮るの害あり、而して多量の冷水を身體に灌漑して溫熱

を下降せしむるを要す、若し多量の冷水を得難きときは、布片に冷水を浸して身體諸部を叩打し或は頭部胸部は冷水に浸せる布片を以て被ふがよい。其の他患者嚔下し得る中は、多量の冷水を飲ましめ且つ冷水灌腸法を施すを良とす、又は患者呼吸し能はざるときは人工呼吸法を行ふのである。

以上の諸法を施すの間は、絶へず扇を以て清涼の新氣を送り、且つ手足に摩擦法を施して血行を助くるがよい、而して患者一旦醒覺するも更に昏倒せんとするの状あるときは、礫砂精の如き嗅薬を用ゐ、或は膀胱部には芥子泥を點ずる等の如き刺戟法を行て、可及的生活機能を維持するがよい。

十九 人工呼吸法

人工呼吸法とは、假死者に於て一時廢絶したる呼吸機を喚起して自然の氣息を得しむる方法で即ち二法ある。

第一法 先づ患者の上身を裸出せしめ、袴の紐を解き、床上に厚毛或は臥褥を敷て仰

臥せしめ、且つ低き枕を以て頭部及上身を僅かに高くし、又家外に在ては、偶然地面に微高の處あれば此に仰臥せしむ、若し否らざる時は單に仰臥せしむるもよろしい、而して兩脚は併行の位置に直伸せしめ、舌を稍々口外に牽き出し、布片を以て包み、拇指と示指とにて撮み、齒列外に固持して、舌の退縮に因る氣道の閉塞を防ぐがよい。而して術者は患者の頭邊に跪坐し、兩手にて患者の肘を把へ、緩徐に且つ強力を以て臂を上方に牽引し、頭首の兩側に至りて、胸廓を開張せしめ、大氣をして氣道に流入せしむ、是れ即ち吸息を起さしむるの法である。此に於て一二三を緩呼するの間休息し、再び臂を胸側に向けて下送し、且つ強く壓迫し、胸廓及肺を收縮せしめて、大氣を流出せしむ、是れ即ち呼息を起すの法である。而して此の際舌體を固持する介者は、右手の掌を以て心窩を壓して、横隔膜を上昇せしめ或は胸廓の前面を壓迫して呼息を助くるときは、益々良い、此に於て再び一二三を緩呼し、次て吸息法を行ひ、更に呼息法を施すこと前の如くする、是を頻回反覆して醒

覺するに至らしむるがよい。而して呼吸機整然となるときは、其の吸息に方て肺臟中に一種颼然たる音を發するを聴取するのである。

第二法 亦た前法に於けるが如く、衣服を脱除して仰臥せしめ、患者の衣服を巻きて圓柱状となし、之を背下に送入して胃部を高くし、次に兩臂を身體の兩側に垂れしむる、而して介者あるときは、是れをして患者の兩臂を把り、引て頭後に至らしめ、其の前膊を左右相交又して固定し、傍ら舌を牽引して固持せしむるを良とする。茲に於て術者は患者の股部に跨いて跪坐し、兩手の拇指球を心窩に於て、季肋軟骨の處に當て、徐かに押壓して肋骨を脊椎に近づかしめ、兼て上方に壓迫し、且つ肘を自身の胸側に支持し、身體を俯屈し、其の重量を以て壓力を扶くるがよい、是れ即ち呼息法である、此の如くして一二三を緩呼するの間持續し、急に手を放て身體を起して壓迫を止むべし、然るときは肋骨自然の彈力に因り、跳撥して胸廓自ら開張し、隨て大氣は肺中に流入する、是れ即ち吸息法である、茲に於て復た一二三を緩

呼して後ち再び壓迫を行ふ、此の如く頻回反覆して自然の呼吸機起るに至るのである。

三三

二十 中毒

一、アルコール中毒

療法 急性アルコール中毒の高度ならざるものは、其の衣服を解き新鮮の空氣中に、頭を高く眠れるままになし置くがよい、黒珈琲煎に枸橼酸くわんさんを加へ與ふるときは往々醒覺を催進する効があるものである。

アンモニア水 二十滴 餾水一二〇、〇

右每半時二乃至三食匙を與ふ

虚脱傾向の虞あるときは左方を處す

樟腦 〇、五 酒精 餾水 各五、〇

右皮下注射料

二 クロロフォルム中毒

診候 「チアノーゼ」を呈し、冷汗、呼吸絶止、瞳孔散大し窒息によりて死す、或は「クロロフォルム」を吸入すること僅かに數回にして俄然顔面蒼白心臟機能減弱脈搏消失し、呼吸は一二分間持續し、心臟麻痺によりて死する。

療法 人工呼吸を施し、或は兼ねるに感傳電氣を以てするがよい、即ち頸の兩側に於て前歪筋の下端胸鎖乳頭筋の外端に當て導子を貼し、凡そ二秒時間の刺戟と、二秒時間の休止と交代して行ふがよい。

心臟機能の絶止しある時は、人工呼吸の際強く心臟部を壓迫するがよい。

三 モルヒネ中毒 阿片中毒

診候 急性中毒に於ては、頭痛眩暈、呼吸遅徐不正、嗜眠昏睡、脈搏細徐、瞳孔縮少、皮膚蒼白、となる、

療法 濃厚なる茶又は珈琲を多量用ゆ。

……救急處置法……

三三

牛酪珈琲末浸(五〇、〇)二〇〇、〇 鞣酸 四、〇 單舎 五〇、〇
右調和毎五分時一食匙

其の他アトロピン(〇、〇〇一)の皮下注射、カンフル油の注射、人工呼吸法

四 ニコチン中毒 煙草中毒

診候 急性には脈細徐、失神、悪心嘔吐、下痢、眩暈、強直、呼吸絶止

療法 微温湯を投じ咽頭を搔擾して嘔吐を促し(吐劑は虚脱を増進するを以て之れを禁ず)、或は胃唧筒を用ひ、或は興奮劑を與へ、又或は「モルヒネ」の皮下注射を行ふて其の効を認むることある。

タンニン酸 二、〇 卵蛋白 一〇〇、〇 蒸留水一〇〇、〇

右調和振盪毎二時一食匙

只嘔氣のみ有る者には

醋酸 五〇、〇 餹水二〇〇、〇 單舎五〇、〇

右調和先つ半量を頓服せしめ而後五時一食匙タンニン酸四、〇 餹水二〇〇、〇 單舎五〇、〇

右調和五分時一食匙。

其の他強度の酒精飲料を與ふ。

五 クレオソート中毒

診候 頭痛、眩暈、呼吸困難、失神、心臓作用減弱、麻痺及腸胃症等である。

療法 アラビアゴム末一〇、〇 甘扁桃油二〇、〇

右乳劑に作り餹水二八〇、〇を加へ其の四分一頓服而後毎十分時半茶匙。

六 石油或は揮發性油中毒

診候 胃部壓迫、嘔吐、下痢、眩暈、顔面蒼白、心作用遅徐、寒冷の感及嗜眠がある、

療法 油合劑 一〇〇〇、〇(連用)

七 石炭酸中毒

……救急處置法……

診候 頭痛、眩暈、脱力、體温下降、冷汗、失神を發し、呼吸麻痺或は心臟麻痺によりて死す、尿色は帶綠色乃至黑褐色を呈するのである。

療法 吐劑及びマグネシウム劑を與へ、而後左方を施すがよ。

油合劑二〇〇、〇(毎十五分時一食匙)

バウマン氏は、硫酸アルカリ鹽を内服せしむ、過て石炭酸を呑み、石炭酸胃中に存在するときは砂糖石灰を賞用す(フリーゼマン氏)。

八 河豚中毒

診候 重症に在ては、俄然運動及知覺の麻痺を發し脈搏微弱、歇代、呼吸緩徐一二時間にして死す。輕症に在ては嘔吐、頭痛、眩暈、倦怠、知覺麻痺、舌運動及嚥下困難、チアノーゼ、四肢厥冷、瞳孔散大不動に發し一乃至數日にして治し或は死す。

九 菌類中毒

療法 吐劑、人工呼吸、ストリキニーネ或は樟腦皮下注射。

診候 嘔吐、腸痛、昏睡、口渴、發汗、倦怠、瞳孔始は縮小後散大、不安、次て躁狂の如く、而して幻覺を發し、麻痺を來たし、昏睡となりて死することがある。

療法 アトロピンの皮下注射(〇、〇〇一)、樟腦油、人工呼吸法

十 亞鉛類中毒

診候 咽頭絞窄及灼熱の感を發し、胃痛、嘔吐(屢吐血)、下痢(時として血便)を發し、脈搏細少手足厥冷、昏睡及虚脱を發し數時間或は數日内に死する。

療法 タンニン酸四、〇 餛水一四〇、〇 アルテア舍六〇、〇

右每五分時一食匙。

十一 磷中毒

診候 急性中毒に於ては頭痛嘔吐(吐物は蒜様臭氣を帶び暗處に光を放つ)、腸胃炎、黄疽、肝臟痛、肝臟肥大を發し死亡する。

療法 古テレピンテ油三〇、〇(愈々古ければ) 卵黄二個 薄荷水二五〇、〇 單舍五

〇、〇

1110

右強く振盪し毎半時一食匙全量四分の一服用後一時一食匙
疑はしき場合には左方を處すべし。

煨製マグネシウム二〇、〇 クロール水一二〇、〇(用法同前)

十二 銅鹽類中毒

診候 急性中毒に於ては、口内銅味を覺へ帶綠色若くは青色の物を吐し、胃痛、痲痛、下痢、裏急後重、手足厥冷脈搏少、知覺脫失、麻痺、譫語等を發す。

療法 鐵粉一四、〇 精製硫黃華八、〇 單含六〇、〇

右調和臨用振盪して毎五分時一茶匙を左方と交換して互に用ゆべし。

蘇製マグネシウム水二〇〇、〇 卵蛋白四個 餛水二〇〇、〇 單含八〇、〇

右調和五分時半茶匙を用ゆ。

十三 鉛鹽類中毒

診候 急性症に於ては、鑛性の味感、口腔乾燥、咽頭、熱灼、絞窄、食道及胃灼熱、大渴流涎、舌苔、呼氣惡臭、皮膚乾燥、劇甚なる嘔吐、頭痛泌尿減少、稀には増加す脈搏遅徐(一分時間四十)。

療法 瀉下水五〇、〇 硫酸マグネシウム三〇、〇 熱湯三〇〇、〇

右調和十分時以内に二回に分服せしむ。

十四 鑛酸類中毒(硫酸、硝酸、鹽酸)

診候 口腔、咽頭食道、胃粘膜の變色及劇痛嘔吐、虛脱、脈搏細少呼吸不正煩悶等。

療法 煨製マグネシウム水二〇〇、〇

右半量を先づ頓服せしめ、而後毎五分時一食匙と二食匙を交互増減して用ひ、疼痛には麻酔劑を與ふるがよい。

十五 水銀鹽中毒

診候 急性中毒の内服によるときは、口腔、咽頭、胃粘膜の腐蝕、銅の如き味感を

……救急處置法……

覺ゆ、咽頭絞窄の感、嚥下困難、灼熱次に嘔吐、胃痛、下痢を發し脈搏頻數、不整顔面蒼白を呈し虚脱に陥りて斃る。

急性中毒の外用よりするものは、水銀性赤痢と名け血便を下痢し、著明なる裏急後重を發す、屢々汞氣性齒齦炎泌尿減絶少或は絶止を發する。

療法 生卵白、牛乳及麻醉劑を與ふ、口内炎には鹽剝水の含嗽。

十六 エーテル麻醉

診候 全身、知覺脱失を發す。

療法 アンモニア十五滴 餉水二〇、〇

右調和一回に啜飲せしむ。

アンモニア三〇、〇

右嗅入料

其他冷水灌漑を行ひ、且新鮮の空氣を吸入せしむる事等に注意するがよ。

十七 藏化カリウム及青酸中毒

診候 失神、痙攣、心臟及呼吸麻痺を呈して死する。

療法 硫酸銅二、〇 餉水二八、〇

右一食匙を與へ五分時を経て後其の殘餘を與へ、同時に冷水灌注法を行ふ。

因に一食匙は一〇、〇—一五、〇

一茶匙は二、〇—四、〇

以上は瓦を單位として量りたるものなり、一瓦は〇、二六六六匆である。

第二章

公衆衛生

一 公衆衛生の目的 人は相集りて社會を組織し、國家を建設するものである、されば吾々は一個人として己れの健康を保つことを勉むると同時に、進みて一家一郷一國などの、社會公衆の衛生に注意を拂ひ、其の健康を計らねばならぬのである、公衆

衛生とは即ち社會公衆の健康を保全すること、最も重んずべき公徳の一つである。公衆衛生上主に心得べきは、居住地、交通、集會、職業及び傳染病に就きての事項である。

二 居住地 一部落一村一町より、入口數百萬の一大都市に至るまで、何れも皆社會公衆の共同居住地として、吾等個人の家屋に相當するものである。されば森や林を開き、或は丘陵をたひらげて、日光の射入空氣の流通を良くし、溝渠を鑿ちて土地の濕潤を救ふの必要もあるべく、上地下水の水道を疏通し、塵芥其の他きたなきものを除きすつるなどの設備は、いづれの都會にも缺くべからざるものである。特に人口の稠密なる都市にては、處々に公園を設けて、住民の身體精神に慰安を與ふることは必要である。又有毒なる瓦斯塵埃などを飛散せしむる工場などは、成るべく遠く居住地の外にあらしめなければならぬ。

三 交通 馬車、電車、汽車、汽船などの社會公衆の交通機關たるものは、何れも其構造を堅固にし設備を十分にして、旅客の健康を保つに缺くところがあつてはならぬ、

その運轉を安全になすべきは勿論であるが、これらの交通機關の作業をして、一般公衆の衛生上に害を及ぼすの虞なからしむることは、また公衆衛生上の一の要件である。交通機關の發達に伴ひて、最も警戒せねばならぬのは、傳染病の傳播に就てである。されば傳染病流行地との交通を遮斷し、また其地より來れる旅客を檢診し、貨物を消毒するなどの方法によりて、防疫を力むるの必要があるのである。

四 集會 劇場其の他の演藝場諸種の集會場なども、構造を堅固にし、採光換氣の設備を十分にせねばならぬ。これらの公衆集會場の用に供すべき建造物に、特に必要なるは火災消防につきての設備であつて、階段の昇降を便にし、また多くの門戸を設けて、非常時の避難を容易ならしむるなどは、怠るべからざる用意である。

五 職業 職業の種類性質によりて、體格及び技能の上に従業者を制限すること、は、又公衆衛生の一要件である。婦女及び老人幼少者等に、はげしき力役をなさしめず、又一般に作業時間に制限を置くことなどは、特に注意すべきことである。

工場なども家屋に準じて、位置及び採光換氣に注意すべきことは言ふまでもなく、その作業の種類性質によりては、従業者の健康を保つに必要なる特別の設備がなくてはならぬ。

六 傳染病 諸種の傳染病の害毒は、一人を侵すに止らずして、延いて多數の生命を危くし、産業の發達を妨げ、其の地方の衰微を來すに至ることがあつて、病原下等生物の怖るべきこと猛獸毒蛇などよりも甚だしいのである。されば人々は相協同し相一致し、全力をあげて傳染病の豫防に従ふを必要とし、もし不幸にしてこれに罹らば、政府または公共團體の定めたる規則を守り、其の指揮命令に遵ふべく、決して病患を隠蔽し隔離を破り或は病毒を散らすやうの行爲をせぬ様になさねばならぬ。

傳染病の種類 傳染病は、人或は動物によりて、直接又は間接に、他人に傳染する病を云ふのであつて、傳染病豫防法第一條に掲げてある虎列刺、赤痢、腸室扶私、バラチフス、痘瘡、發疹室扶私、猩紅熱、實布埤利亞(格魯布を含む)、及ベストの九

種の傳染病は、何れも急性傳染病で、急に蔓延して多數の人類を一時に襲ふものである。肺結核の如きものは、慢性傳染病に屬するのである。

- 一 空氣によりて傳染するものは、ジフテリア、流行性感冒、百日咳、肺結核、痘瘡、猩紅熱、發疹チフス、ペスト、麻疹
- 二 飲食物に依て傳染するものは、コレラ、赤痢、腸チフス、バラチフス、ペスト、
- 三 觸接に依て傳染するものは、疥癬、頑癬、ペスト、トラホーム、流行性結膜炎、
- 四 動物の刺傷によりて傳染するものは、狂犬病、マラリヤ。(瘧)

右傳染病に對するの一般療法は章を改めて一言せん(筒井博士に據る)

第三章

傳染病の原因徴候及一般的療法

一、虎列拉病

……公衆衛生……

原因 千八百八十三年ローベルト、コッホ氏發見の所謂「コンマバチルレン」の體內侵入即ち傳染である飲食の不攝生、不良の飲水、寒胃等凡て腸加答兒を誘起する者は是が媒介となるのである。

診候 單純性虎列拉下痢

吐腹雷鳴、下痢數回(一日六回乃至八回)全身倦怠、食氣缺乏、皮膚厥冷、尿量減少、嘔吐、煩渴、腓腸掣痛、脈搏細微、經過數日乃至一週にして治し、或は輕症若くは重症なるコレラに轉ずるのである。

類似コレラ、

にありては、水瀉數回遂に米泔汁様の下痢となり、又同様の液を吐し、泌尿減少或は絶止、手足厥冷、蒼白、高度の脱力を呈し、脈搏減少、頻數、腓腸疼痛を發す、經過善良て二十四時間内十數回の下痢後速かに治に赴くものである、或は眞性コレラに轉ず。

眞正コレラ

眞正コレラは或はコレラ下痢或は類似コレラより轉じ、或は突然本症を發す。全身衰弱、體温下降、脈搏頻數且細少、泌尿減少、或は絶止、無痛性米泔汁様の吐瀉(一日二十乃至三十回下痢)眼窩陷凹、鼻渠屹立、皮膚厥冷、「チアノーゼ」を呈はし、之を撮めば皺襞を留め、諸筋痙攣(特に腓腸)呼吸困難を呈し、數時間乃至二日間にして死し、或は諸症輕快して一二週間にして治す。時として虎列拉性類似窒扶私を發す○下痢を發せずして經過するものもある之を乾性コレラと云ふ。

豫後 單純性及輕症に於ては概ね良好なるも、眞性コレラに轉ずるの虞がある、眞性コレラは不良である。

療法 本病流行の兆あるときは、各自一層其の攝生に注意し、飲料水を煮沸し、食物も必ず煮沸したるものゝみを用ひ、蠅は病毒傳搬の媒介をなすを以て之を防ぎ、食物に觸れしめざる様注意するがよろしい。

消化器の障害あるときは、直に醫療を乞ふがよい、本病の療法として先づ甘汞下劑を投じ、爾後阿片興奮藥を投じ、腹部溫罨法、葦中湯婆を用ひ、眞性に在りては食鹽水の皮下若くは靜脈内注入法を賞用す。その他「モルヒネ」の皮下注射、樟腦の皮下注射は對症的療法の主要なるものである。

患者の吐瀉物及之に汚染したるものは、悉く生石灰乳を以て丁寧に消毒するがよい。

二 赤痢

原因 明治三十年醫學博士志賀潔氏赤痢菌を發見せり、是れ本症の原因で、熱帶地方にはレツシ氏大腸「アメーバ」に因す。

診候 全身違和、食思缺損、發熱、下行結腸部又は下腹全部の痙痛様疼痛、混血膠の如き少量糞便の頻發、下痢裏急後重等である、左眼骨窩に於て、硬固なる壓痛性索狀物を觸知する。

豫後 概ね良好なるも、其の流行時の性質によりて異がふ、我四國九州地方等に於け

る流行は、死亡比例二十乃至二十五「プロセント」である。

療法 對症療法其の主たる者で、安臥靜息を命じ、飲食を慎み(食物は牛乳・スープ・ヲモ湯・卵等、無刺戟性流動性温きものを與ふ)病室内空氣の通じをよくし、患者の周圍を移めて清潔にし、消毒法を嚴にし、下劑を投ず、十分なる便通後タンニン劑を與ふ、裏急後重及痙痛疼痛には、腹部に溫罨法を行ひ、粘液性賦形藥と共に阿片を與ふ、「サレツプ」或は澱粉灌腸を施し、少量の「ラム」酒に濃厚なる茶を加へて與ふることもある、凡て病室には他人の出入を禁じて、其の傳染を防ぎ、一般に下痢に注意するがよい。

三 傷室扶私

原因 エーペルト氏發見の腸室扶私「バチルレン」の傳染で、該毒を含める飲食物殊に飲用水より來る。

療法 潜伏期(平均十四日)の後、全身倦怠、頭重、食思缺損、睡眠不穩等の先驅症(數

日乃至一二週)を呈はし、次て悪寒(概ね數回)發熱、大渴引飲、舌唇乾燥、牽裂、便秘或は下痢(豌豆汁の如き便)、盲腸部の雷鳴及知覺過敏、脈數體溫に比すれば其の數少なく(八十乃至百)、脾腫、薔薇疹(第四或は第五日より軀幹に發す)及本病特異熱の定型即ち發病第一週の始め五六日は、日々體溫概ね半度宛上昇して、遂に四十四度乃至四十一度に達し、第一週の終若くは第二週の始めより稽留し、輕症に在りては該週の終、重症にありては第三週の終より著しき弛張を始め、輕症は三週重症は四週乃至六週にして常溫に復するを常とす、然れども常に著しき弛張をなし、且つ最高溫四十度に達せず、全發熱の期十乃至十四日を算するものも亦多いのである、但し重症は腸出血・肺炎・腦膜炎稀に腸穿孔を合併し、或は心臟麻痺に由て死す、○第二週の末期或は第三週に腸出血を來すとあり、第三乃至第五週に腸穿孔を發することがある、○體溫常溫に復したる後、直に再發することが尠くない、○尿に「チアツォ」反應がある○血液にウキダール氏反應がある。

腸室扶私の變形は次の如くである。

一、輕症即ち最輕症 は速かに始まり、經過が短かい(八日乃至十四日)。

二、不全室扶私 は速かに發熱し、二三日で下降す○逍遙室扶私は、全身症狀は極めて輕微で、患者は常の如く職業に従事し、外出逍遙殆んど意に介する處がない、然れども第二週或は第三週に於て、俄然腸出血穿孔を發することがある。

豫後 脈搏百二十以上なるもの、或は脈搏軟少なるもの、或は脈搏不正なるもの、或は四十一度以上の熱永續するものは不良である、又腸出血、肺炎、腦膜炎を合併するものと同様である、腸穿孔を發すれば殆んど死す、其の他老人、産婦、心臟病患者は危険である、發熱甚てしくないもの合併症なきもの及小兒は良である。

療法 安臥靜息を命じ、最も食餌に注意するがよい、即ち絶對的に固形の飲食を禁じ、常に液狀滋養品を與ふるをよしとす、牛乳、肉羹汁、生卵、卵酒を與へ、輕症には少量重症には多量の葡萄酒を飲用せしむるがよい、無熱となりてより五日間は固形

食を禁じ、次に卵、刺身、粥等を與へよ、藥劑は其の初期に於て甘汞下劑を投ずるの外、磷酸リモナーデ或は鹽酸リモナーデを用ひ、解熱劑は猥りに與ふるな。體溫四十度五分以上なるとき、若くは第二週の終りに至るも體溫下降の傾向なきもののみ之を用ふ。熱度高きときは、頭部に氷嚢を貼するがよい、又冷水纏絡法を用ふるもよい、下痢腸出血心臟衰弱等には各其の對症の法を用ふ。大小便は同量の石灰乳を混じ能く攪拌し二時間以上放置し、衣服等皆消毒を十分に行ふがよい。

四 痘瘡

原因 天然痘毒の感染で接觸性流行性である、又空氣介立人體又は物體は本病傳染を旺盛にし、罹患後は免疫性を得らるるものである。

診候 潜伏期(十日乃至十四日)の後序期(三日)に移り寒戰體溫昇騰(四十度乃至其れ以上に達す)頭痛、嘔吐、薦骨痛、譫語、痙攣(小兒に於て)。第二日に於て前驅發疹即ち紅斑性或は出血性斑疹を下腿及大腿の内面に多發す、第三日の終り若くは第四

日の始めに於て發疹期に終り全身症狀輕快す、其の後の經過に従ひ二種の分つ。

甲 眞痘 即ち重症にありては、發疹期に於て先づ頭部及顔面に小斑を發し、二日以内に丘疹に變じ、丘疹の中央に水泡を發生し、次で膿疱に變じ、第九日に於て眞痘膿疱を完成し、其の頂點に臍窩を有し、紅暈を繞らす(化膿期)、此の時期に於て體溫再び上昇し、顔面腫脹甚だしく、頭部及手指に發疹疼痛を生ず、口及咽頭等にも亦發疹し、嚥嚥下困難、其の他結膜炎、虹彩炎等を發することがある。第十二日若くは第十三日に至り體溫下降し、膿疱乾燥結痂す(乾燥期)、そして劇甚なる搔痒を伴ひ、一週或は二週の後痘痕を留め、或は暗褐色の斑を留めて治す(斑は數月の後消失す)、眞痘の經過中化膿期に於ては死するもの少なくない、全經過四乃至六週日。

乙 假痘 輕症にありては發疹僅少で膿疱を形成するもの少なし全經過二週日。

豫後 多數の膿疱を形成し、其の融合するもの出血して黑色痘瘡を作るものは、豫後

共に不良であつて、假痘は良。

療法 純粹の待期療法であつて、攝生を嚴にし、通氣をよくし、發熱には冷水巻法或は氷巻法を行ふがよい、皮膚の緊張著しきときは、油類の塗擦若くは塗布を行ひ、或は五十倍のグリセリン溶液に浸したる麻布を用ゐ、全身を被包し、解熱後には微温全身浴を行ふがよい、豫防法には隔離法を嚴にして、消毒法を行ひ種痘を旋すがよ。

五 發疹室扶私

原因 未詳であつて、著しき觸接傳染性を有す。

診候 潜伏期(十日乃至十四日)の後、頭痛、四肢の疼痛倦怠、食慾不振、嘔吐及不眠等の前驅症を發し、或は前驅症なくして卒然寒戰、體温暴騰(四十度乃至四十一度)頭痛、眩暈、神識昏瞶、譫語等の腦症を發する、氣管枝加答兒、脾腫を呈す、然れども腸症狀は比較的輕度である、第三日乃至第七日に多數の薔薇疹を全身に(軀幹、

頸部、四肢殊に顔面)發し、二三日の後出血に變ず、輕症に在つては第二週の初めに輕快し、重症にあつては、或は第十四日乃至第十七日にて輕快し、或は合併症肺炎等に由て死する。

豫後 熱の高低合併症に由て異なり、死亡數は六乃至二十パーセント。

療法 腸室扶私の療法に同じ。

六 猩紅熱

原因 一種の觸接傳染性病毒に由て起る、急性發疹で、多くは小兒殊に二年以上四年間の者に來る、觸接又は空氣傳染をなす、又創傷ある時は傳染することが易い。

診候 潜伏期(三日乃至七日)の後嘔吐、咽頭痛、惡寒若くは寒戰體温三十九度以上四十度五分に達し、脈搏増加(百二十以上に達す)頭痛疲勞若くは痙攣或は腦膜炎の症狀を以て始まり、一二日にして先づ頭部、胸部終に全身に汎發する帽針頭大若くは亞麻仁大の鮮紅色密叢の發疹を來す、瀰蔓して紅斑となる、時として疹中漿液或は

膿汁を含有するものがある、頤部及唇部には通常發疹を缺く、發疹後三四日にして疹腿色し、糠狀落屑或は大なる表皮剝離に終る、舌は初め白色の苔を被むるも、第四日或は第五日には舌面赤色となる、依て之を覆盆子舌と云ふ、腎炎、心臟内膜炎、胸膜炎、實扶的里關節炎、中耳炎、水腫等を合併するものである。

豫後 流行の性質合併症の輕重如何によりて一定せず、輕症と雖容易に良と云ふこと出來ぬ。

療法 落屑期を経過する間は、必ず褥中に在らしめ、病室の通氣を良くし、其の溫度を列氏の十五度に保ち、健者の出入を斷ち、高熱あるときは少時間の入浴（攝氏三十五度）を行ひ、又酸性飲料を與へ、頭部に氷巻法を行ひ、食物には流動性特に牛乳を與へ、其の他は淡泊消炎性の物を與へ（第四週の終りに至り始めて肉類を與ふ）、便通を利し、又屢々咽頭炎の強弱を檢查し、毎日尿中蛋白の多少を檢するがよい、腎臓炎等合併症あるときは、又た其の疾病療法を勉むるがよい。

七 實布埒利亞（格魯布を含む）

原因 千八百八十四年レフレル氏の發見に係る、實扶的里亞（實布埒利亞）「バチルレン」の傳染に因る、該細菌は短くして稍々彎曲し、レフレル氏「メチーレン」青にて良く染色す、専ら十歳未満（二歳より七歳を最も多しとす）の小兒を侵すのである。

診候 局所症には、扁桃腺、咽頭患部粘膜の腫張焮赤微痛及白色又は帶黃白色義膜の發生、下顎角の後方なる顎下淋巴腺腫脹壓痛にして、全身症は初め身體違和、頭痛、發熱（三十九度或は其れ以上）嚔下困難等次て呼吸困難等、併發症は氣管枝肺炎、心臟衰弱、急性腎臓炎、皮膚の匍行疹、紅斑、出血、中耳炎、多發性關節炎、後發症は心臟内膜炎、實扶的里後末梢麻痺、腎臓炎等である。

療法 患者を隔離し、チフテリ血清を注射し、頸部に冷巻法（或はブリースニッツ氏巻法）を施し、氷片を喫せしめ或は含嗽劑を用ひ、吸入法を行ひ、赤葡萄酒「コ

「ニヤク」酒其の他の興奮劑を與ふ、病室は空氣の流通を良くし、若熱高ければ頭部に氷嚢を貼用するがよい、窒息せんとするときは速かに氣管切開術を施すべし、近年金屬管を口腔より喉頭に送入する方法を試用するものがある。

三〇

八 ベスト

原因 明治二十七年北里博士及イエルサム氏一種の桿菌を發見し、「ベスト」の原因となす、是れ「ベスト」菌である。

診候 潜伏期は三日乃至七日を算するが如し、○前驅期(之なきことあり)に在つては頭痛、眩暈、食慾不振、全身違和、倦怠、悪心、嘔吐等を發す、○發病期に在つては惡寒戰慄、體溫暴騰、(三十九度乃至四十度以上に達し或は稽留し或は不正に弛張し或は漸次下降)、淋巴腺腫脹(發熱前乃至發熱後一二日の間概ね一箇處住々同側二箇處例へば左股腺と左腋窩腺に發し化膿或は消散す)、頭痛、(一二日の後輕減或は消失す)、眩暈、煩渴、身體違和、倦怠、時として悪心、嘔吐、腰痛、稀には胃部疼痛或

は苦悶、重症には胸内苦悶を發し、顔面潮紅、眼球光澤を帶び、眼球結膜充血、舌乾燥及舌苔(始めは白黃色後に茶褐色)、咽頭充血、(往々扁桃腺腫脹)、皮膚枯燥、灼熱、呼吸増加、脈搏百乃至百二十、大にして概ね重複、腦症候は一定せざるも、嗜眠狀を呈し、夜間譫語するを常とする。初期に二三回の下痢を發す、尿は蛋白を含むもの多く、常に著しき「インデカン」反應を呈す、發病後一二日にして脾臓及肝臓の肥大を認む、輕症は三四日にして體溫下降して治し、重症は一二週の後體溫下降して治することあるも、大約發病後二乃至八日目心臓麻痺に因つて死するのである、諸症具備せるときは診斷難からずと雖、然らざるときは「ベスト」菌の検査を要す(青山博士の記載による)、「ベスト」を腺腫性、敗血性、肺ベストの三種とする。

一、腺腫ベスト は本病中最も屢々見る處の症にして、一個或は多數の淋巴腺及其の周圍組織内に炎症を發す、其の好占部は鼠蹊淋巴腺及大腿上三角部の淋巴腺である、腋窩腺及頭部の腺(殊に小兒)之に亞ぐ、時として後頭腺、肘腺、前後耳腺

舌骨腺、膝膈腺等を侵すこともある。○淺在淋巴腺の症僅微にして却て深在腺に著しきことがある。例令は膈骨部に腺の腫脹を來たし盲膈周圍炎の如き腫脹を觸れることがある、或は鎖骨部に發して頸の臓器を壓迫することがある、腫脹せる腺を壓すれば疼痛甚だしきも安靜の状態に在りては疼痛少ないのである。

二 「ペスト」膿疱 小豆大の斑を生じ疼痛を發す、該斑は速かに變じて膿疱となる、而して膿疱に止るものあり或は進みて癰を形成し、壞疽性潰瘍を生ずるものがある又は淋巴管炎を惹起し次に淋巴腺炎を發せしむるものもある。

三 肺「ペスト」 其の症候劇甚なる加答兒性或は格魯布性肺炎に同じ、其の咯痰内に「ペスト」菌あり、本病中最惡性のものて速かに死す、肺「ペスト」患者の治したるもの甚だ稀である。

流行時にありて諸症具備するときは、診斷難からずと雖、然し新らしき淋巴腺の液及組織膿疱及癰疽の液咯痰を檢して「ペスト」菌の有無を明かにし、其の診斷を

確定するがよい。

豫後 概ね不良にして死亡數六十乃至九十パーセントである、三四日にして體溫下降無熱となるものは概ね良、本病治癒後の免疫性有無は未詳である。

療法 未だ特効の方劑なきを以て、對症療法を勉むべきである。即ち始より注意して「チキタリス」を與へて頭部及心臟部に氷巻法を施し、又多量の酒精飲料を與ふがよい、其の他煩渴には茶及「リモナーデ」を與ふ。○豫防には飲食物の注意特に創傷ある手足を以て病毒に接せざること肝要である、患者の血液、吐瀉物、咯痰唾液は石炭酸水石灰乳等を以て、衣服寢具食器患者の使用品は蒸氣或は藥品を以て消毒するがよい、近年はフキン氏液、「イェルサン」血清を試用するものがある、鼠族は本病を媒介する故に之を驅除するがよい。

九 バラ窒扶斯

原因 バラチフス菌の傳染に因る、之にA及Bの二型がある。

……… 傳染病の原因徴候及一般的療法 ……

診候 本病は主として輕症腸室扶斯様症候を呈はし、臨床上之と區別することが出來ぬ。徐々に發生するも屢々惡寒戰慄を以て發病することがある、熱は多くは弛張す、本病患者の血清はバラチフス菌に對して特異の凝集反應を呈するによりて、腸室扶斯と鑑別す。

豫後 概して良。

療法 腸室扶斯の條下を見よ。

以上は傳染病豫防法第一條に掲げある傳染なるが、左に其の他の傳染性を有する病氣につき一言し置くべし。

一 百日咳

原因 一千九百〇六年ボーデー及ジャングー氏の發見せる百日咳桿菌の傳染に因る、大抵小兒(一年乃至六年)の疾病である春冬寒冷の二季に於て流行性に來ることが多し。

診候 二日乃至七日の潜伏期を経て、通例單純の氣管枝管兒の症狀即ち通例の咳嗽を呈すること、一週乃至二週(加答兒期)、次に發作性の痙攣性咳嗽(鷄鳴様或は吹笛様の長き深吸息次に短かき吸息咳嗽の頻發次に吹笛様の長吸息即ち「ルブリーズ」を發すること四週乃至五週)、其の間一日の發作輕症は三四回通常十五回乃至三十回、重症は六十回以上百回に達す、終に減退期に移り發作輕減し二乃至四週にて治す。経過は二月以上にして、六七月の久しきに瀰るものがある、動もすれば加答兒性肺炎を併發する。

豫後 概ね良、但し肺炎を合併すれば不良。

療法 其の初期には、單に鎮咳劑にて足るものなりと雖、後に至れば「プロロムカリウム」或は「モルヒネ」を用ゐねばならぬ。而して新鮮の空氣を擇み毎日一二時間之を呼吸せしむるがよい。健兒は之を嚴に離隔し兼ねて感冒を防ぐがよい。發作の際には其の兒を扶けて粘液の咯出を促さしめ、室内溫度は之を平等ならしめねばならぬ。

而後有力の滋養品キニーネ、鐵劑、葡萄酒、肉食を與へ、又鼻腔の検査を怠つてはならぬ。

三葉

二 麻疹

原因 麻疹は特異なる固有種の傳染で、涙汁、唾液、喀痰、呼氣、皮膚蒸發、空氣、器具等が其の媒介となる、傳染力極めて大である、春夏秋に多く二年乃至六年の小兒に多い。

診候 潜伏期(九日或は十日)の後、前驅期(三四日)に移れば體温上昇して三十八九度に達し嘔吐、流涙、乾咳を發す。其の後發疹期に達して體温三十九度五分乃至四十一度に上り、皮膚粘膜炎及結膜に發疹す。先づ顔面部に頸、軀幹及四肢に現はるる限界の判然たる亞麻仁大の赤斑で、其の中央に小丘疹を有す、粘膜炎及結膜には皮膚に先ちて之を發するを常とする。而して加答兒性症候も亦甚だ盛である 既にして一二日を経れば體温殆んど或は全然分離に由て下降し、第三日或は第四日に發疹消退し始

め、第五日第六日には落屑をなし、第八日乃至第十日にして恢復期に轉ず、合併症は結膜炎、角膜炎、鼻炎、咽喉炎、氣管枝及毛細氣管枝炎、中耳炎、腸炎、腎炎である、後發病は疫咳及結核である。

豫後 概ね良。

療法 全く待期療法で安臥靜息を命じ、病室の氣温は終始之を攝氏約十八度に維持し、且通氣を便にし、室内に熱湯を盛りたる器を置く、例令ば暖爐若くは火鉢の上に金盃に湯を入れ絶へず蒸發せしむるが如してある。而して本症には加答兒を起すこと甚だしきが故に、病室を暗くし、又身體を同等に温包し、温食料、緩和劑、緩下劑を投じ、通常の食を與ふ、合併症には適宜の療法を施す、健兒は之を隔離するがい、但し本患者には決して冷飲を與へてはならぬ。

三 流行性感冒

原因 千八百九十二年フイフル氏の發見したる流行性感冒バチルレンが原因であ

……傳染病の原因徴候及一般的療法……

る。

診候 卒然惡寒或は寒戰發熱し、劇甚の頭痛、身體倦怠、食思缺乏、結膜、鼻、咽頭、喉頭及氣管枝加答兒を伴ふ（氣管枝炎性インフルエンザ）、又嘔吐或は吐瀉、食慾缺乏、腹痛等を發することがある（胃腸炎性インフルエンザ）、又劇甚なる頭痛、暈眩、重聽、脊痛、薦骨痛、眼痛、四肢痛を訴ふることもある（神經性インフルエンザ）、子宮出血を發することあり、又屢々肺炎、助膜炎、心内膜炎、中耳炎、皮膚疹等を併發す、續發症として最も多きは肺結核、神經衰弱及神經痛である。

豫後 流行時によりて良或は不良、老人及肺、心臟の疾病あるものは豫後不良に傾き、肺炎を發するときは豫後疑三日乃至數週。

療法 臥褥を命じ咽頭喉頭の炎あるときは、頸に、ブリーズニツツ氏霍法並に含嗽を命じ、其の他氣管枝炎には其の對症療法を施す。

四 肺結核

原因 結核「バチルス」の傳染なり。

診候 頑固性の咳嗽、膿球、血液結核菌、及弾力性纖維を含める咯痰、肺の水泡音、聲音震顫の強盛、咯血、胸壁陷沒、鼓濁音、空洞音、鑛性音、盜汗、下痢、食思欠損、日晡潮熱、肌膚蒼白、全身削衰等又「ツベルクリン」の皮下注射、點眼又は皮膚接種により特異の反應を呈するのである。

喉頭に發すれば嘶嘎及び喉頭痛等を兼ねるものである。

豫後 不良。

療法 新鮮善良の空氣中に住居せしめ、冬季には南方に轉地療法を行ふ、假令熱候あるも敢て旅行を妨げぬのである。然れとも若し既にして肺に空洞を生じたるものは、轉地療法は却て害がある。本症の治則中賞用する所のものは「グアヤコール」「クレオソート」、其の他熱候微弱にして咯痰多量なる者に寒暖の變化甚だしからざる高燥轉地の療法を行はしめ。又咯血の傾向有りて日晡潮熱し且乾咳等の症候ある者には

暖濕溫和海濱の轉地療養を行はしむる等良法である。要するに夏は山地に轉じ或は終始善良なる空氣を求め、滋養食、肝油、「セルテル」水、牛乳等を與へ、解熱法を力め、鎮咳劑を與へ、無熱時には極めて滋養性の食物を與へ、鐵劑（注意を要す）を用ゐ或は肺の運動を鼓舞し、或は冷水を用ゐて皮膚の慣寒を養成し、又は乳精療法或は葡萄療法を行ふ等肺癆治則の一般である、又本病の特異療法としてツベルクリンの注射法又效がある。

喉頭の結核性潰瘍には腐蝕を禁ず、又咳嗽、嚥下困難、軽度の呼吸困難等はモルヒネの吸入或はコカインの塗布（喉頭鏡に依り）を用ゐて之を鎮靜することが出來やう。輕症なるものは明礬タンニン酸等の吸入を用ふ、然れども病勢進んで喉頭の狭窄せるが爲に呼吸困難を來せる者には氣管切開術を行ふがよい。小兒には其の始め母乳のみを與へ、後に至りて適當の食物を給するがよい、然れども澱粉性の食物は多量に與ふることはならぬ。

五 癩病

原因 アルマウエル、ハセゼン氏の發見しナイセル氏の證明したる癩病桿狀菌の侵襲による。

診候 斑癩癩にありては、顔面、臀部、四肢に赤色の斑を發し、結節癩にありては結節を生じ、次て斑結節の吸收、消散或は結節の崩潰等を來し、後には多く知覺麻痺を發す、神經癩にありては知覺過敏、神経痛を以て始り、知覺脱失榮養障害を來し、神經肥厚す又顔面麻痺を發することがある。

豫後 不良

療法 内服には大楓子油、撒酸、撒曹、イヒチオイル、クレオソート」を與へ、外用には「イヒチオイル、沒食子酸、レゾルチン、撒酸を用ゐ、其の他クレオソート油（クレオソート椿油等分）、或は大楓子油（大楓子油椿油等分）を隔日一箇宛臀部内に注射し、又燒灼、灸點を處す、尙ほ對症法として疼痛には「モルヒネ」、麻痺には「ストリ

キニーネ」の注射、電氣療法を施し、潰瘍には制腐劑を用ゆるがよい。

二六三

六 トラホーム

原因 傳染性にして、同性結膜炎の分泌物よりす、兵營、學舎、監獄等に多い、病原未だ一定せざれども近年フロワチエック氏は急性トラホーム結膜の上皮中に微小の體(ギムザ液に染色)を發見し、トラホーム病原體なりと報告してある。

診候 急性トラホームにありては、眼瞼結膜著しく潮紅腫脹し、上眼瞼を反轉すれば潮紅贅殖せる乳頭間に帶黄灰白色の顆粒を認む、下眼瞼を反轉すれば其の穹窿部に於て顆粒連球の觀を呈す、其の顆粒の發生せざる間は、全く單純の急性加答兒性結膜炎との區別困難である、流涙及粘様膿漏あり眼球結膜も潮紅浮腫を呈す、其の他灼熱羞明異物の感を發する。

慢性トラホーム(第一期)は、上眼瞼結膜に灰白色の顆粒を散發し、上眼瞼軟骨の上縁に於て著しく隆起す、下眼瞼結膜に於ては顆粒少ない、而して視力障害漸次發生する。

第二期乳頭増大し、顆粒は消散或は潰瘍に變じ、肉芽を生じ、膿漏刺戟症共に最も盛である。

第三期肉芽面癩痕を形成し、分泌刺戟症狀共に減退する。

角膜に「パンヌス、潰瘍、角膜膨脹症を合併することがある、

乳頭性トラホームと稱するものは、眼瞼結膜面に乳頭贅殖し、天鵝絨の如く或は覆盆子の如きものがある。

豫後 療法其の宜しきを得れば豫後良、但し角膜侵襲を被むるときは視力障害の虞がある且又慢性にして顆粒多發するものは不良である。

療法 先づ他人に病毒を傳染せざる様注意せしめ、特に其の手拭、手盥等の他人の使用する事を禁じ、保護眼鏡を用ゐて塵埃、風煙、強光線を避け、時々硼酸水を以て分泌物を洗ひて清潔を勉め、居室の換氣に注意するがよい、校舎、兵營等の流行時には患者を隔離し居室を消毒するがよい。

急性症に在ては、其の室を暗くし「アトロピン」を點眼し、時々冷卷法若くは温卷法を施す、結膜充血甚だしく劇痛あるときは、結膜の亂切を行ふ、若し膿漏甚だしければ、硝酸銀棒の輕擦を併せ用ゆるがよい。既にして炎痛稍や退くときは、硝酸銀水の點眼を用ゐ、更に輕快したるときは、硫酸亞鉛、醋酸鉛水の點眼に轉ずるがよい、慢性症に在ては、藥劑療法と手術療法とを用ゐ、藥劑療法にては結晶硫酸銅の輕擦或は硫酸銅水一%乃至二%硝酸銀水、二%乃至五%醋酸鉛水を用ゐ「パンヌス」の暴起刺戟旺盛なれば「アトロピン」の點眼コカイン水及硝酸銀水の點眼劑を與ふ、但し硫酸銅及醋酸鉛は潰瘍あるときは用てはならぬ、之に反し輕症「パンヌス」ある時黃降汞又デオニン軟膏の點入後眼險按摩法行ふ。

手術法一 顆粒壓碎法少數なるときは「ピンセット」毛抜、清潔なる爪を以て顆粒を壓碎す、若し顆粒の不判明なるときは、能く研磨せる結晶食鹽末を結膜面中に塗擦するときは、著く明瞭に顆粉を顯はす、若し又多數なるときは

はクナップ氏「ロールツァング」を用ゆるがよい。

手術法二 亂切法(亂切後五百倍昇汞水を強硬なる刷子に浸し結膜を摩擦す)。
 手術法三 カイニング氏摩擦法。(綿花小片を昇汞水に浸し結膜就中其の穹窿部を摩擦す)。

手術法四 結膜穹窿部切除法。
 手術法五 軟骨切除法。
 手術法六 電氣的破壞法。

第四章

傳染病流行時に於ける處置

甲 傳染豫防上採るべき注意

一 患家及其附近の家、若くは患家と交通したる家人に對しては、毎日健康診斷を行ふことに注意すること。

……傳染病流行時に於ける處置……

- 二 其他發病部落の各戸に對しては、嚴重に檢病的調査を行はしむることに注意すること。
- 三 檢病的調査は、最も嚴重に行はしめ、調査の際不在者あるときは、其の用向行先を取調べしむること。
- 四 檢病調査の際、罹病者を發見したるときは、醫師をして檢診せしむること。
- 五 醫師の治療を受け居るものにして、疑はしきものあるときは、其の醫師につき病症を尋ねること。
- 六 蠅類の驅除を勵行すること。
- 七 患者及患家と交通したる家、若くは交通の疑ある家の食器等は、布片類を以て之を被はしめ、蠅類の附著せざる装置をなさしむべきこと。但出來得べくんば金網又は布類を張りたる食器入の箱を使用せしむること。
- 八 煮沸したる水を使用すること。

- 九 交通遮斷しやたんの家に對しては立入るべからざること。
- 十 衛生組合の規約を十分に勵行すること。
- 十一 河川湖沼、溝渠の上流附近に於て患者發生したるときは、其の使用を禁じ、其の下流の關係警察分署へ急報して處置を乞ふこと。
- 十二 巡禮乞食の徘徊はいかいに注意すること。
- 十三 不良飲食物の販賣上につき注意すること。
- 十四 發生部落に於ては成るべく相互の往復をなさぬこと。若し已むを得ずして往復する場合には飲食を避くること。
- 十五 衛生講話其他の手段を以て成るべく一般人を警いましむること。
- 十六 祭禮供養興行集會等人民の群集することをなさざること。
- 十七 冠婚葬祭等は、遠慮するか若くは已むを得ず行ふときは飲食を爲なさざること。
- 十八 決して病毒隱蔽かくすをなさざること。

十九 當局者の指揮命令には必ず服従すること。

表

乙 患者の消毒方法

- 一 患者の通ひたる便所又は糞尿は、生石灰を以て嚴重に消毒すること。
- 二 便所内の舊土は、新土と取扱ふること。
- 三 便所の内張、踏板、扉等は、石炭酸水若くは昇汞水を以て消毒を行ふこと。但古蓆ふるしきを扉に代用したる場合には之を焼却すること。
- 四 便所入口に設けある手洗水は、容器と共に充分なる消毒を行ふこと。但此設なきものは必ず備ふるを要す。
- 五 健康者の排出せる糞尿は、其の都度石灰類を便壺に投入すること。
- 六 患者のありたる病室は、可及的病毒の散逸を防ぐの方法を以て其室を閉ぢ、漏なく薬液消毒を行ひ、然る後疊其他の物件は、數日間日光消毒を行ふこと。但被服寝具食器類は煮沸若くは蒸氣消毒を行ふを要す、襦袢はたぎは成るべく焼却せよ。

七 患者の開閉したる戸障子の或部分は特に充分の薬液消毒を行ふこと。

八 患者の着用せし衣類及使用せし物件は、藥物、熱氣、日光の何れを問はず、凡て消毒を行ふこと。

九 病室の消毒を了れば、他方の消毒にうつり、病室同様の消毒を行ふこと。

十 薬液中臭氣の著しき石炭酸の如きものを撒布するに當り、蚊、蠅等昆蟲類の逃れて病毒を他に傳播するの恐あれば、是等は豫め其の逃るるを防ぐべきこと。

十一 床下は掃除の上、濕潤の場所へは生石灰乳又は生石灰末を散布すること。

十二 床上は石炭酸水若くは昇汞水を以て消毒すること。

十三 宅の内外に於ける汚物及塵芥は、一定の場所に於て焼き捨つること。

十四 汚物溜、下水流し溜は、生石灰を以て消毒の上汲取らしむること。

十五 流しは石炭酸若くは生石灰乳を以て其全面に灌ぐこと、但十二時間以上放置したる後、煮沸水を以て洗滌し使用するも妨げなし。

- 十六 浴場は流しに準じ消毒すること。
- 十七 病毒汚染の虞ある井戸又は水槽は、水量五十分一以上の生石灰末を濃乳として投入し、能く攪拌し、清水を以て井側、井筒を洗滌したる後、十二時間以上放置し、數回井戸浚ひをなし、後使用すること、釣瓶、釣瓶繩、井戸車は其の井戸水中に浸漬し置くこと、但釣瓶繩は可成焼却すること。
- 十八 家族に對しては著衣は勿論毛髪に至るまで、充分なる消毒を行ひ、且つ入浴すること。又健康を他に隔離せんとする時も亦同じ、但し家族の爪は之を截り取り、石鹼を以て洗滌すること。
- 十九 消毒方法施行の際は、一片の小石、半片の木葉と雖之を掘り出して消毒し、又多少なりとも濕潤の箇所は深く盛反して消毒すること。

丙 病舎の取締及處置

- 一 病舎には重病室、輕病室、快復期室、死亡室等の區別を立てることは勿論であ

るが、之を表示する場合に於ては甲乙丙又は他の名稱を用ゐ、苟も患者の精神に不快の感動を與へざることに注意すること。

- 二 看護婦及附添人中、往々病毒に感染したるの實例がある、故に豫防消毒の粗略に流れざる様注意すること。
- 三 附添人又は看護婦は、猥りに病室を離れ外出し、又は健康者と接近することを避くること。
- 四 患者及看護婦附添人の寢具衣類等は、時々便宜の方法を以て日光消毒を行ふこと。
- 五 患者用流しと、看護用流しとは別に設け置くこと。
- 六 便器には排便の都度消毒し、且つ蓋を覆へ置くこと。
- 七 患者に對しては、藥品其の他の供給を缺かざる様常に監守すること。
- 八 食器其の他藥瓶等には、布片を被ひ置くと、但布片は時々煮沸消毒を行ふこと。

……病舎の取締及處置……

- 九 患者に供給したる飲食物の殘餘は之を焼却すること。
- 十 病舎の糞尿其の他の汚物は、一定の場所に於て煮沸若くは焼却すること。
- 十一 病者内の品物は、何品なりとも消毒を行ふにあらざれば他に移さざること。
- 十二 看護婦用小使人夫患者用の水風呂は、互に混じ用ぬ様別々に設くること。
- 十三 醫師看護婦の檢溫器、聽診器、灌腸器等は、接診毎に必ず消毒すること。
- 十四 醫士には必ず消毒衣を着用從事せしむること。但消毒衣は時々消毒すること。
- 十五 病舎内外の小使人夫は、嚴重に區別使用すること。
- 十六 病室の小使、人夫、賄夫等には、汚染の手拭を使用せしめざる様注意すること。
- 十七 消毒に従事したる者は勿論、患死者を運搬し又は火葬の役務に服したるものは人夫に至るまで手足を石炭酸若くは昇汞水を以て消毒し、爪間は石鹼を以て十分に洗滌すること。
- 十八 病舎及事務所出入口には、必ず履物類を消毒すべき適當の器具を備ふること。

但藥液の汚濁に至らざるまでを限りとするも、少くも二日間に一回取替ゆること。尤も雨水の入りたる等消毒の効力弱くなりたる場合には、其都度取替へ置くこと。

十九 病舎に於ては食器其他飲食物は、熱煮の上にあらざれば使用若くは食用せしめざることを。事務所に於ても同一とす。

二十 附添看護人は、事情已むを得ざる場合(乳兒の如き)にあらざれば許可せざることを。

二十一 入舎患者に面會を請ふものあるときは、病室に立入らしめず、又は排泄物に觸れしめざる様注意すること。

二十二 病舎設置なきため自宅治療を許可せられたるときは、其の後の患者は成るべく同一場所にて治療すること。

丁 患者死亡したる時の取扱及處置

一 患者に對しては、親切丁寧に取扱ひ、病舎に移す際、患者をして忌避きひの念を起

……患者死亡したる時の取扱及處置……

- おしめざる様注意すること。
- 二 患者を病舎に移さんときは、擔荷たんか若くは人車等、病毒を他に傳播する虞なき様に移すこと。但擔荷人車は十分消毒すること。
 - 三 患者重症にして病舎に移すの猶豫を請ふものあるときは、能く其の實際を調査し、且主治醫の意見に従ふこと。
 - 四 患者を快復期室に移さんとするには、先づ頭髮をソーダ水にて洗ひ（櫛簪は石炭酸水にて消毒のこと）、後ち入浴せしめ、衣類其の他の物品は、消毒したるものと交換せしむること。
 - 五 患者の終熄さいせき時に於ては、各般の處置疎末に流るゝの傾向あるものなれば、格段なる注意を拂ひ、是迄の注意を無にすることなからんことに留意すること。
 - 六 患者終熄を告げたるときは、病舎患家は勿論、其他病毒伏在の虞ある場所に對し、消毒的清潔法を行ふこと。

- 七 患者死亡したるとき、其の近親より延見を乞ふときは許すこと。但し病毒に觸れしめざる様注意を加ふること。
- 八 死者は極めて叮嚀に取扱ひ、之を死體と云はず佛様と稱ふること。
- 九 死者を火葬するときは、必ず警官の立會を求め、遺骨は箱或は壺に納め、其の宗旨の如何により線香等を手向たむかへること。
- 十 死室に入るときは、是又前項に準じ線香等を供ふること。

第五章

此の章に於ては傳染病に關する諸法規を掲載して一般國民の參考とする。

甲 傳染病豫防法

（明治三十年四月法律第三十六號）
（改正明治三十八年第五十六號）

- 第一條 此ノ法律ニ於テ傳染病ト稱スルハ虎列刺、赤痢、腸窒扶私、痘瘡、發疹窒扶私、猩紅熱、實布埵利亞（格魯布ヲ含ム）及「ペスト」ヲ謂フ
- 前項ニ掲クル八病ノ外此ノ法律ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病アルトキ

……傳染病豫防法……

ハ主務大臣之ヲ指定ス

三六

第二條 傳染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ其ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ此ノ法律ノ全部若ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第三條 醫師傳染病患者ヲ診斷シ若ハ其ノ死體ヲ檢案シタルトキハ其ノ家人ニ消毒方法ヲ指示シ且直ニ患者若ハ死體所在地ノ警察官吏市町村長區長戸長檢役委員又ハ豫防委員ニ届出ヘシ其ノ轉歸ノ場合亦同シ

第四條 傳染病又ハ其ノ疑アル患者若ハ其ノ死者アリタル家ニ於テハ速ニ醫師ノ診斷若ハ檢案ヲ受ケ又ハ直ニ其ノ所在地ノ警察官吏市町村長區長戸長檢役委員又ハ豫防委員ニ届出ヘシ

前項ノ届出ヲ爲スヘキ義務者ハ一般民家ニ在リテハ戸主若ハ之ニ代ルヘキ者社寺公私立ノ學校病院製造所又ハ船舶、會社、各種事務所、貸席、興行場其ノ他集會ノ場所ニ在リテハ其ノ首長、管理人又ハ代理者トス

第五條 傳染病患者アリタル家其ノ他ノ傳染病ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル家ニ於テ

ハ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ清潔方法及消毒方法ヲ行フヘシ

第六條 清潔方法及消毒方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ當該吏員ハ傳染病患者ヲ傳染病院又ハ隔離病舎ニ入ラシムヘシ

第八條 當該吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ一定ノ日時間傳染病患者アリタル家其ノ他傳染病ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル家ノ交通ヲ遮斷シ又ハ病毒感染ノ疑アル者ヲ隔離所其ノ他適當ノ場所ニ隔離スルコトヲ得

第九條 傳染病患者及其死體ハ當該吏員ノ認可ヲ經ルニ非サレハ他ニ移スコトヲ得ス

第十條 傳染病ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ハ當該官吏ノ認可ヲ受ルニ非サレハ使用授與移轉遺棄又ハ洗滌スルコトヲ得ス

第十一條 傳染病患者ノ死體ハ當該吏員ニ於テ充分ト認ムル消毒方法ヲ施シタル後ニ

……傳染病豫防法……

三七

非サレハ埋葬スヘカラス

三六

傳染病患者ノ死體ハ醫師ノ檢案ニ依リ當該吏員ノ認可ヲ經テ二十四時間内ニ埋葬スルコトヲ得

第十二條 傳染病患者ノ死體ハ火葬スヘシ但シ所轄警察官署ノ認可ヲ經タルトキハ此ノ限ニアラス傳染病患者ノ死體ヲ土葬シタルトキハ三箇年ヲ經過スルニ非サレハ他ニ改葬スルコトヲ得ス但シ公共ノ工事ノ爲必要アル場合ニ於テ所轄警察官署ノ許可ヲ經タルトキハ此ノ限ニアラス

第十三條 死體ヲ既ニ埋葬シ若ハ埋葬セントスル場合ニ於テ傳染病タリシ疑アルトキハ當該吏員ハ死體及家屋其ノ他ニ對シ更ニ相當ノ處分ヲ爲サシムルコトヲ得

第十四條 傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ當該吏員ハ其ノ事由ヲ戸主首長管理人又ハ代理者ニ告知シ家宅船舶其ノ他ノ場所ニ立入ルコトヲ得但シ當該吏員タルノ證票ヲ示スヘシ

第十五條 傳染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ市制第六十一條町村制第六十五條ニ依リ傳染病豫防委員ヲ置キ檢疫豫防ノ事ニ從ハシムヘシ但シ市町村會ノ議決ニ依ルノ限ニ在ラス

豫防委員ニハ醫師ヲ加フヘシ其ノ醫師ヨリ出ツルモノハ市町村長之ヲ選任ス

第十六條 市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ市町村内ノ清潔方法及消毒方法ヲ施行シ醫師其ノ他豫防上必要ナル人員ヲ雇入レ及器具藥品其ノ他ノ物件ヲ設備スヘシ

第十七條 市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ傳染病院隔離病舎隔離所又ハ消毒所ヲ設置スヘシ傳染病院隔離病舎隔離所又ハ消毒所ノ設備及管理ノ方法ハ地方長官之ヲ定ム第十七條ノ二 第十九條第七又ハ第八ニ依リ市街村落ノ全部又ハ一部ニ對シ家用水ノ使用ヲ停止シタル場合ニ於テハ市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ其ノ停止期間家用水ノ供給ヲ爲スヘシ

第十六條ノ二 市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ鼠族ノ驅除及之ニ關スル旅設ヲ爲スヘ

第十八條 傳染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ檢疫委員ヲ置キ檢疫豫防

ニ關スル事務ヲ擔任セシメ及特ニ船舶汽車ノ檢疫ヲ行ハシムルコトヲ得

船舶汽車ノ檢疫ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ船舶若ハ其ノ船舶汽車ノ乗客乗組人ニシテ
 病毒感染ノ疑アル者ヲ必要日時間停留シ及無償ニテ當該吏員又ハ醫師ヲ船舶汽車中
 ニ乗込マシムルコトヲ得

船舶汽車ノ檢疫ニ於テ發見シタル患者ハ附近市町村立ノ傳染病院又ハ隔離病舎ニ收
 容治療セシメ及病毒感染ノ疑アル者ヲ附近市町村立ノ隔離所ニ入ラシムルコトヲ得
 市町村ハ相當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ之カ爲特ニ要シタル費用ハ地
 方長官ニ請求スルコトヲ得

船舶汽車ノ檢疫ヲ施行セサル場合ニ於テ船舶汽車中ニ傳染病患者若ハ病毒感染ノ疑
 アル者アリタルトキハ前二項ノ規定ヲ準用ス在監人出獄スルニ際シ傳染病ニ罹リタ

ル者若ハ病毒感染ノ疑アル者アリタルトキ亦同シ

前各項ノ外檢疫委員ノ設置及船舶汽車ノ檢疫ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 地方長官ハ傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ノ全部又ハ一部ヲ施
 行スルコトヲ得

- 一 健康診断又ハ死體檢案ヲ行フコト
- 二 市街村落ノ全部若ハ一部ノ交通ヲ遮斷シ又ハ人民ヲ隔離スルコト
- 三 祭禮供養興行集會等ノ爲人民ノ群集スルコトヲ制限シ若ハ禁止スルコト
- 四 古著襤褸古綿其ノ他病毒傳播ノ虞アル物件ノ出入ヲ制限シ若ハ停止シ又ハ其ノ
 物件ヲ廢棄スルコト
- 五 傳染病傳播ノ媒介トナルヘキ飲食物ノ販賣授受ヲ禁止シ又ハ之ヲ廢棄スルコト
- 六 汽車船舶製造所若ハ多人數ノ集合スル場所ニ醫師ノ雇入其ノ他豫防上必要ノ設
 備ヲナサシムルコト

七 清潔方法消毒方法ノ施行ヲ命シ及井戸上水下水溝渠芥溜厠圍ノ新設改築變更若ハ廢止ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ停止スルコト

八 一定ノ場所ノ漁撈游泳又ハ其ノ水ノ使用ヲ必要ナル日時間制限シ若ハ停止スルコト

九 鼠族ノ驅除及之ニ關スル施設ヲナサシムルコト

第十九條ノ二 傳染病ニ汚染シタル建物ニシテ消毒方法ノ施行ヲ不適當ト認ムルトキハ地方長官ハ關係市町村會ノ意見ヲ聽キ内務大臣ノ認可ヲ得テ其ノ建物ニ對シ別段ノ處分ヲ行ヒ且其ノ處分ノ爲必要ナル土地ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ損害ヲ受ケタル建物ノ所有者ニ手當金ヲ交付スヘシ手當金ノ交付竝手當金額ノ決定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ定ム

第二十條 諸官廳(集治監)及官立ノ學校病院製造所等ニ傳染病發生シ若ハ發生ノ虞アルトキハ其ノ首長ハ地方長官ト協議シ此ノ法律ニ準シ豫防方法ヲ施行スヘシ

陸海軍所屬ノ部隊軍艦等ニ傳染病發生シ若ハ發生ノ虞アルトキハ其ノ首長ハ此ノ法律ニ準シ各其ノ所定ノ規則ニ依リ又必要アル場合ニ於テハ地方長官ト協議シ豫防方法ヲ施行スヘシ

第二十一條 左ノ諸費ハ市町村ノ負擔トス

一 豫防委員ニ關スル諸費

二 市町村ニ於テ施行スル清潔方法消毒方法及種痘ニ關スル諸費

三 豫防救治ノ爲雇入タル醫師其ノ他ノ人員竝豫防上必要ナル器具藥品其ノ他ノ物件ニ關スル諸費

四 傳染病院隔離病舎隔離所及消毒所ニ關スル諸費

五 豫防救治ニ從事シタル者ニ給スヘキ手當療治料及其ノ遺族ニ給スヘキ救助料弔祭料

六 第八條ニ依レル交通遮斷隔離ニ關スル諸費及交通遮斷隔離ノ爲一時營業ヲ失ヒ

……傳染病豫防法……

自活シ能ハサル者ノ生活費

- 七 市町村内に於テ發見セル傳染病貧民患者竝死者ニ關スル諸費
- 八 市町村ニ於テ施行スル鼠族ノ驅除及其ノ施設ニ關スル諸費
- 九 第十七條ノ二ニ依レル家用水ノ供給ニ關スル諸費
- 十 第十九條ノ二ニ依リ交付スヘキ手當金

其ノ他市町村ニ於テ施行スル豫防事務ニ關スル諸費

第二十二條 左ノ諸費ハ府縣稅(又ハ地方稅)ノ負擔トス

- 一 第十八條ニ關スル諸費
 - 二 手當金ヲ除ク外第十九條ノ二ニ關スル諸費
 - 三 第十九條第二ニ依レル交通遮斷隔離ニ關スル諸費及交通遮斷ノ爲自活シ能ハサル者ノ生活費及隔離所ニ關スル諸費
- 其ノ他府縣ニ於テ施行スル豫防事務ニ關スル諸費

第二十三條 地方長官ハ衛生組合ヲ設ケ清潔方法消毒方法其ノ他傳染病ノ豫防救治ニ

關シ規約ヲ定メシメ之ヲ履行セシムルコトヲ得

市町村ハ其ノ市町村内ノ衛生組合ニ於テ傳染病豫防救治ノ爲支出スル費用ノ全部又ハ一部ヲ補助スルコトヲ得

第二十四條 第二十一條第二十三條第二項ノ支出ニ對シテハ命令ノ規定ニ從ヒ府縣稅(又ハ地方稅)ヨリ市町村ニ補助スヘシ

第二十五條 國庫ハ第二十二條第二十四條ノ府縣稅(又ハ地方稅)ノ支出ニ對シ其ノ六分一ヲ補助スルモノトス

第二十六條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ清潔方法消毒方法ヲ施行スヘキ義務者之ヲ施行セス又ハ之ヲ施行スルモ當該吏員ニ於テ充分ナラスト認ムルトキ及必要ノ時限内ニ施行シ得スト認ムルトキハ當該吏員之ヲ施行シ其ノ費用ハ市町村ヲシテ支辨セシムヘシ此ノ場合ニ於テ市町村ハ其ノ費用ヲ義務者ヨリ追徴ス

ルコトヲ得

私人ニ於テ前項ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セサルトキハ國稅徵收ニ關スル規定ニ依リ之ヲ徵收ス

第二十七條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ市町村又ハ私人ニ於テ施爲スヘキ事項ヲ施爲セス若ハ之ヲ施爲スルモ充分ナラスト認ムルトキ又ハ必要ノ期限内ニ施爲シ得スト認ムルトキハ地方長官ハ府縣稅(又ハ地方稅)ヲ以テ之ヲ施爲シ其ノ費用ヲ市町村又ハ私ハ私人ヨリ追徵スルコトヲ得
私人ニ於テ前項ノ費用ヲ規定ノ期限内ニ納付セサルトキハ國稅徵收ニ關スル規定ニ依リ之ヲ徵收ス

第二十八條 第二十六條及第二十七條ノ費用追徵ニ關シ不服アル私人ハ訴願法ニ依リ訴願スルコトヲ得

第二十九條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ當該吏員ノ指示命令シ

タル事項ヲ指定ノ期限内ニ履行セサル者ハ五圓以下ノ罰金又ハ料ニ處ス

第三十條 醫師傳染病患者ヲ診斷シ若ハ其ノ死體ヲ檢案シタル後十二時間以内ニ届出ヲ爲サス又ハ虛偽ノ轉歸届ヲ爲シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 第四條第五條第九條第十條第十一條第一項第十二條ニ違背シタル者交通遮斷ヲ犯シタル者當該吏員ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者又ハ醫師ニ請託シテ第三條ノ届出ヲ爲サシメス若ハ其ノ届出ヲ妨ケタル者ハ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 此ノ法律中ノ規定ニシテ其ノ準用シ得ヘキモノヲ除ク外北海道沖繩縣ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

此ノ法律中市町村ニ關スル規定ニシテ其ノ準用シ得ヘキモノヲ除ク外市制町村制ヲ施行セサル地ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 海外諸港及臺灣ヨリ來ル船舶ニ對シ施行スル檢疫ハ別ニ定ムル所ニ依

……傳染病預防法……

ル

第三十四條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 此ノ法律ハ明治三十年五月一日ヨリ施行ス但シ第二十四條及第二十五條

ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

第三十六條 明治十三年布告第三十四號傳染病豫防規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止

ス

乙 同施行規則(明治三十年五月内務省令第十一號
同改正治三十八年第十四號四十一一年第八號)

第一條 警視總監府縣知事ハ其ノ管内ニ傳染病流行ノ兆アリト認ムルトキ及傳染病豫

防法第一條ニ掲クル八病ノ外同法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要ト認ムル傳染病發生

シタルトキハ其ノ性狀ヲ記シテ速ニ内務大臣ニ申報スヘシ但シ前段ノ場合ニ於テハ

隣接若クハ船舶汽車交通ノ地ノ警視廳府縣廳最寄兵營及最寄港灣ニ碇泊ノ軍艦等ニ

通報スヘシ

第二條 市町村長區長(沖繩縣ノ區長以下之ニ倣フ)戶長(戶長ニ準スヘキ者ヲ含ム以

下之ニ倣フ)又ハ豫防委員ニ於テ傳染病豫防法第三條ノ届出ヲ受ケタルトキハ互ニ

通報シ且警察官吏ニ通報スヘシ但シ町村長又ハ戶長ニ於テ届出又ハ通報ヲ受ケタル

トキハ郡役所島廳ニ報告スヘシ

市町村長區長又ハ豫防委員ニ於テ傳染病豫防法第四條ノ届出又ハ通報ヲ受ケタルト

キハ直ニ醫師ヲシテ診斷セシメ傳染病ナルトキハ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第三條 警察官吏又ハ檢疫委員傳染病豫防法第三條又ハ第四條ノ届出ヲ受ケ又ハ傳染

病患者死者其ノ他傳染病毒ヲ汚染シ若ハ汚染ノ疑アルコトヲ知リタルトキハ市町村

長區長戶長又ハ豫防委員ニ通報スヘシ但シ警察署長又ハ分署長ヨリ府縣廳(東京府

ハ警視廳及府廳)ニ報告スヘシ

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷セシムルコトヲ得

第四條 市町村長區長戶長又ハ豫防委員ハ傳染病患者死者其ノ他病毒汚染ノ事實アル

……同施行規則……

コトヲ知リタルトキハ速ニ傳染病患者死者アリタル家其ノ他病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル家ニ清潔方法消毒方法ヲ施行セシメ「ペスト」病ナルトキハ特ニ鼠族ノ驅除ヲ施行セシムヘシ但シ警察官吏衛生官吏郡吏員島廳吏員又ハ檢疫委員ハ市町村長區長戸長又ハ豫防委員ヲ指示シテ其ノ事務ニ従事スヘシ

第五條 市町村長區長戸長又ハ豫防委員ハ豫防上必要ト認ムルトキハ傳染病患者ヲ傳染病院隔離病舎又ハ相當ノ設備アル病院ニ入ラシムヘシ但シ警察官吏衛生官吏郡吏員島廳吏員又ハ檢疫委員ハ市町村長區長又ハ豫防委員ヲ指示シテ其ノ事務ニ従事スヘシ

第六條 警察官吏又ハ檢疫委員ハ傳染病豫防法第八條ニ依リ虎列刺赤痢發疹瘰癧私「ペスト」ニ對シ左ノ事項ヲ施行スルコトヲ得
一 患者又ハ死體アル間及患者ヲ入院若クハ入舎セシメ又ハ患者治癒若クハ死亡シタル後消毒方法ノ施行ヲ終ルマテ其ノ家ノ交通ヲ遮斷スルコト

二 前號ノ外病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル家ハ消毒方法ノ施行ヲ終ルマテ交通ヲ遮斷スルコト

三 前二號ノ家ノ居住者其ノ他病毒感染ノ疑アル者ヲ消毒方法ノ施行ヲ了リタル時ヨリ起算シ左ノ時間隔離所若クハ消毒方法ノ施行ヲ了リタル家其ノ他適當ノ場所ニ隔離スルコト

- 虎列刺赤痢 滿五日間
- 發疹瘰癧私 滿七日間
- 「ペスト」 滿十日間

四 交通遮斷又ハ隔離中新ニ患者ヲ發シタルトキハ更ニ本條ニヨリ處置スルコト傳染病豫防法第十九條第二ニ依ル交通遮斷及隔離ノ施行ハ警察官吏又ハ檢疫委員ニ於テ前項ニ準シ之ヲ行フヘシ但シ特ニ府縣知事(東京府ハ警視總監)ノ命アル場合ニ限ル

……同施行規則……

市町村長區長戸長又ハ豫防委員ハ警察官吏又ハ檢疫委員ノ指示ヲ受ケテ本條ノ交通遮斷及隔離ニ關スル事務ニ従事スヘシ

第七條 左ノ場合ニ於テハ書面又ハ口頭ヲ以テ警察官吏市町村長區長檢疫委員又ハ豫防委員ノ認可ヲ受クヘシ但シ第一ノ場合ニ於テハ認可ヲ爲シタル吏員ヨリ患者又ハ死體ヲ移スヘキ地ノ吏員ニ通報スヘシ

- 一 傳染病豫防法第九條ニ依リ傳染病患者及其ノ死體ヲ他ニ移サントスルトキ
- 二 傳染病豫防法第十條ニ依リ傳染病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル物件ヲ使用授與移轉遺棄又ハ洗滌セントスルトキ
- 三 傳染病豫防法第十一條第二項ニヨリ傳染病患者ノ死體ヲ二十四時間内ニ埋葬セントスルトキ

第八條 傳染病豫防法第九條第十條及第十一條第一項ノ場合ニ於テハ市町村長區長戸長又ハ豫防委員ハ充分消毒方法ヲ施行セシムヘシ但シ警察官吏衛生官吏郡吏員島廳

吏員又ハ檢疫委員ハ市町村長區長戸長又ハ豫防委員ヲ指示シテ其ノ事務ニ従事スヘシ

第九條 傳染病豫防法第十四條ニ依リ家宅船舶其ノ他ノ場所ニ立入ルハ成ルヘク日出後日没前ニ於テスヘシ其ノ戸首首長管理人等ニ示スヘキ證票ハ左ノ如シ

木札又
ハ厚紙

表凡
面一寸

凡三寸

裏
面

官廳公署印

傳染病豫防吏員之證

第十條 府縣知事(東京府ハ警視總監)ハ市町村ノ醫師ヲシテ傳染病豫防法第十九條第一ノ建康診斷及死體檢案又ハ鼠族其ノ他ノ検査ヲ行ハシムルコトヲ得

第十一條 府縣知事(東京府ハ警視總監)傳染病豫防第十九條第七ニ依リ清潔方法消毒方法等ノ施行ヲ命シタルトキハ第四條ノ規定ヲ準用ス

第十二條 市町村立ノ傳染病院隔離病舎又ハ隔離所ニ於テハ食費藥價ヲ徴收スルコト

……同施行規則……

ヲ得其ノ金額ハ市ニ在テハ府縣知事町村ニ在リテハ郡長ノ認可ヲ受クヘシ

第十三條 市町村長區長戸長又ハ豫防委員ハ傳染病豫防法第二十六條ニ依リ清潔方法ヲ施行スヘシ但シ警察官吏衛生官吏郡吏員島廳吏員又ハ檢疫委員ハ市町村長區長又ハ豫防委員ヲ指示シテ其ノ事務ニ從事スヘシ

前項ノ場合ニ於テ市町村ハ必要ナル人夫器具藥品等ヲ供給シ又ハ其ノ費用ヲ支出スヘシ

第十四條 府縣知事ハ衛生組合ヲシテ消毒器具藥品等ヲ設備セシムルコトヲ得

第十五條 傳染病豫防法第二條第十八條(第三項但書ノ場合ヲ除ク)及第十九條ノ地方長官ノ職務其ノ他傳染病豫防法第又ハ此ノ規則ノ施行ニ關シテ警察ニ屬スル事項ハ東京府ニ於テハ警視總監之ヲ行フ

東京市京都市大阪市ニ於テハ傳染病豫防法又ハ此ノ規則ノ施行ニ關シ市長ニ屬スル職務ハ區長ヲシテ之ヲ補助執行セシムルコトヲ得

第十六條 傳染病豫防法又ハ此ノ規則ノ規定ニシテ其ノ準用シ得ヘキモノヲ除ク外沖繩縣ニ關シ必要ナル事項ハ沖繩縣知事之ヲ定ム

第十七條 傳染病豫防法又ハ此ノ規則ノ施行ニ關シ必要ナル細目ハ警視總監府縣知事之ヲ定ム

島地ニ關シ此ノ規則ノ規定ヲ適用シ難キ場合ニ於テハ警視總監府縣知事ハ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

丙 傳染病豫防法ニ依リ「バラチフス」ヲ傳染病ト指定ス

(明治四十四年内務省令第九號)

明治三十年法律第三十六號傳染病豫防法第一條第二項ニ依リ「バラチフス」ヲ同法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病ト指定ス

丁 傳染病豫防法ニ依ル清潔及消毒方法 (明治三十年五月内務省令第十(三號改正三十八年第十七號))

第一章 清潔方法

……傳染病豫防法ニ依リ「バラチフス」ヲ傳染病ト指定ス……
……傳染病豫防法ニ依ル清潔及消毒方法……

第一條 清潔方法ノ要項左ノ如シ

二六

- 一 傳染病患者アリタル家ニ於テハ殊ニ患者ノ居室其ノ他病毒汚染ノ疑アル場所ニ注意シ消毒方法ノ施行ヲ了リタル後掃除ヲ行ヒ其ノ塵芥ハ之ヲ焼却スヘシ
- 二 家屋掃除ノ際床下ノ塵芥其ノ他ノ不潔物ハ之ヲ取除ケ焼却スヘシ
- 三 傳染病患者アリタル家ノ井戸流、臺所流便所又ハ芥溜ノ掃除ヲ要スルトキハ消毒方法ノ施行ヲ了リタル後之ヲ行フヘシ但シ必要ノ場合ニハ修理改造及井戸浚ヲ爲スヘシ

- 四 「ペスト」ニ對シテハ前各號ノ外屋根裏天井羽目板間、床下等ニ於テ鼠族ノ搜索驅除ヲ行フヘシ

- 五 傳染病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル家ニ於テ施行スル場合亦前各號ヲ準用スヘシ

第二條 傳染病流行ニ際シ溝渠ヲ攪拌スルハ却テ病毒蔓延ノ媒介ヲ爲スノ虞ナシトセ

ス必要ノ場合ニハ消毒藥(生石灰末若クハ石灰)ヲ投シタル後浚渫スヘシ

第三條 傳染病ノ流行前又ハ流行後ニ於テ清潔方法ヲ行ヒ家宅ノ掃除溝渠ノ浚渫ヲ爲ス場合ニ於テハ濫リニ消毒藥ヲ撒布スヘカラス

第四條 溝渠ヲ浚ヘタル汚泥塵芥ハ直ニ一定ノ運搬器ニ入レ健康上有害ナラサル様一定ノ場所ニ棄ツヘシ汚泥ヲ路傍ニ散逸セシメ又ハ之ヲ堆積スヘカラス

第二章 消毒方法

第五條 消毒方法ハ左ノ四種トス

- 一 焼却
- 二 蒸氣消毒
- 三 煮沸消毒
- 四 藥物消毒

第六條 焼却ニ適スルモノハ左ノ如シ

……清潔方法……

二七

- 一 傳染病患者若クハ死體ニ用ヒタル被服臥具布片便器其ノ他ノ器具等ニシテ甚シク病毒ニ汚染シ消毒後再ヒ用ニ供スル目的ナキモノ
 - 二 傳染病患者ノ吐瀉物其ノ他ノ排泄物及塵芥動物ノ死體等
- 第七條 蒸氣消毒ニ適スルモノハ左ノ如シ

- 一 衣服臥具布片等總テ絹布綿布麻布綿毛織物類
 - 二 硝子器陶器磁器其ノ他鑲製若クハ木製品類等ニシテ汽熱ニ堪フルモノ
- 第八條 蒸氣消毒ヲ施行スルトキハ左ノ各項ニ注意スルヲ要ス

- 一 革類革製品漆器其ノ他ノ塗物類護謨附品護謨附品糊製品膠品毛皮象牙鼈甲角ノ類ハ物品ヲ損スルヲ以テ蒸氣消毒ヲ避クヘシ
- 二 被服類ニ蒸氣消毒ヲ施スニハ豫メ袖中又ハ衣囊中ヲ檢索シ若シ彈丸火藥等爆發又ハ發火シ易キ物品アルトキハ之ヲ取出スヘシ又消毒中他物ニ染色ノ恐アルモノ等ハ蒸氣消毒ヲ避クヘシ

三 蒸氣消毒ハ流通蒸氣ヲ用ヒ成ルヘク消毒器ノ空氣ヲ驅逐シ一時間以上攝氏百度以上ノ濕熱ニ觸レシムヘシ

第九條 煮沸消毒ニ適スルモノハ蒸氣消毒ニ適スルモノニ同シ
煮沸消毒ハ消毒スヘキ物品ヲ全部水中ニ浸シ沸騰後三十分以上煮沸スヘシ

第十條 藥物消毒ニ供スル藥劑並其ノ用法ハ左ノ如シ

石炭酸水 結晶石炭酸五分
鹽酸一分水九十四分

石炭酸水ヲ製スルハ石炭酸ニ五分ニ凡水一分ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツツ徐々ニ定量ノ水ヲ注キ後鹽酸一分ヲ加フヘシ溫湯ヲ用フレハ其ノ溶解殊ニ速カナリトス但シ使用ノ際ハ毎回振盪スルヲ要ス

石炭酸水ハ各種物件ノ消毒ニ適ス但シ使用ノ際ハ左ノ諸件ニ注意スヘシ

- 一 吐瀉物其ノ他排泄物ニハ同容量ヲ加ヘ能ク攪拌スヘシ
- 二 器具室内等ヲ消毒スルニハ擦拭又ハ撒布スヘシ

……清潔方法……

- 三 手足等ヲ消毒スルニハ洗滌シタル後更ニ淨水ヲ以テ洗淨スヘシ
- 四 衣類等ヲ消毒スルニハ鹽酸ヲ加ヘサルモノヲ用ヒ六時間以上浸漬シ其ノ後淨水ヲ以テ更ニ洗濯スヘシ

一ノニ 「クレゾール」水「クレゾール」石鹼液
六分水九十四分

「クレゾール」ヲ製スルニハ「クレゾール」石鹼液六分ニ定量ノ水ヲ加フヘシ

「クレゾール」水ハ各種物件ノ消毒ニ適シ其ノ用量及應用ハ石炭酸水ニ準スヘシ

二 早汞水(千倍)早汞一分鹽酸十分
水九百八十九分

昇汞水ヲ製スルハ昇汞ヲ定量ノ水ニ溶解シ後鹽酸ヲ加フヘシ

昇汞水ハ猛毒ニシテ無色無臭ナルカ爲危險ヲ速キ易キノ虞アリ故ニ貯藏使用ノ際充分ニ注意ヲ加ヘ又其ノ危險ヲ防カン爲「スカレット」又ハ「ゾイレフクシン」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘテ著色シ一見識別シ易カラシムルヲ要ス但シ金屬製ノ器ニ貯藏スヘカラス

昇汞水ハ陶器硝子器木製器具又ハ室内ノ消毒ニ適ス飲食用器具玩具ノ消毒飲料水ニ滲透スヘキ場所ノ消毒及金屬製品糞便吐瀉物ノ消毒ニ用フヘカラス

手足等ヲ消毒スルニハ洗滌シタル後更ニ淨水ヲ以テ洗淨スヘシ

三 生石灰少量ノ水ヲ灌ケハ熱ヲ
發シテ攪敗スルモノ

生石灰末生石灰ニ少量ノ水ヲ加
ヘ粉末ト爲シタルモノ

生石灰末ハ用ニ臨ミテ之ヲ製シ吐瀉物其ノ他ノ排泄物溝渠等ノ消毒ニ用ユヘシ

吐瀉物其ノ他ノ排泄物ヲ消毒スルニハ少クモ其ノ容量五十分一ヲ投シ能ク攪拌スヘシ

石灰乳(十倍)生石灰一
分水九分

石灰乳ヲ製スルニハ一分ノ生石灰ニ九分ノ水ヲ徐々ニ加ヘ能ク攪拌スヘシ其ノ用量ハ吐瀉物其ノ他排泄物等ノ容量四分ノ一以上トス但シ石灰乳ハ用ニ臨ミテ之ヲ製シ使用ノ際ニハ毎回攪拌スルヲ要ス

普通石灰ハ生石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ限リ代用トシテ其ノ倍量ヲ用フヘシ

四 格魯兒石灰水(二十倍)格魯兒石灰五分
分水九十五分

格魯石灰水ノ應用竝用量ハ石灰乳ニ同シ

但シ用ニ臨ミテ製スヘシ

五 加里石鹼又ハ綠石鹼

加里石鹼又ハ綠石鹼三分ヲ熱湯百分ニ溶解シ使用ノ際ニハ加熱スルヲ要ス

加里石鹼又ハ綠石鹼ハ不潔ナル木製器具戸障子床面等ノ消毒ニ適ス

六「フォルムアルデヒド」

「フォルムアルデヒド」ハ「フォルマリン」ヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ裝置ニ依リ之ヲ發生セシムヘシ

「フォルムアルデヒド」ヲ使用セントスル際ハ左ノ諸件ニ注意スヘシ

一 氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒函内又ハ土藏造洋風建物船舶汽車等ニシテ戸扉窓孔等

ヲ密閉シ得ヘキ室内ニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス

二 消毒函又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フォルマリン」四十瓦以上ヲ噴霧セシメ若クハ「フォルムアルデヒド」瓦斯十五瓦以上ヲ發生セシメ同時ニ約百瓦以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉シ置クヘシ

「フォルムアルデヒド」ハ左ノ消毒ニ用エルコトヲ得

一 土藏造洋風建物船舶汽車等ノ密閉シ得ル室内又ハ室内ニ定著セル器物等ニシテ他ノ消毒方法ヲ行フコト能ハサルモノ

二 他ノ消毒方法ヲ行フコト能ハサル貴重品其ノ他ノ物件ニシテ其ノ内部ニ至ルマテ消毒方法ヲ施スノ必要ナシト認メタルモノ

第十一條 消毒方法ノ應用ハ左ノ如シ

第一 患者

傳染患者治癒シタルトキハ全身入浴ヲ行ヒ衣服ヲ更メシムヘシ場合ニ依リテハ溫

濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代ユルモ妨ケナシ

第二 死體

傳染病ノ死體ヲ棺ニ斂ムルニハ其ノ被服ニ昇汞水若クハ石炭酸水ヲ充分ニ撒布シ又ハ昇汞水若クハ石炭酸水ニ浸漬シタル布ヲ以テ包ミ又ハ石灰ヲ以テ填ツヘシ

第三 看病人病家ノ家人其ノ他病毒ニ觸接シタル者

看病人病家ノ家人其ノ他消毒方法ノ施行又ハ患者死體排泄物ノ運搬等ノ爲病毒ニ觸接シタル者ハ時々若クハ其ノ都度手足及衣服ヲ消毒シ入浴スヘシ

第四 患者死體等ノ運搬器

傳染病ノ患者死體等ヲ運搬シタル駕籠釣臺ノ類ハ使用後毎回昇汞水若クハ石炭酸水ヲ以テ擦拭スヘシ

第五 便所芥溜溝渠等

傳染病患者ノ吐瀉物其ノ他排泄物ノ入りタル便所ノ糞池肥料溜等ニハ生石灰末石

灰乳若クハ格魯兒石灰水ヲ灌キ能ク攪拌スヘシ但シ便所ハ石炭酸水ヲ以テ消毒シタル後直ニ使用シ糞便ハ一週間ノ後肥料ニ供セシムルコトヲ得

病毒ニ汚染シタル土地ニハ石灰乳若クハ格魯兒石灰水ヲ灌キ消毒スヘシ

病毒ノ混入シタル芥溜ニハ石灰乳若クハ格魯兒石灰水ヲ灌キ其ノ塵芥ハ燒却スヘシ

病毒ノ混入シタル溝渠ニハ生石灰末石灰乳若クハ格魯兒石灰水ヲ灌クヘシ

第六 衣服器具敷物等

傳染病患者ノ著用セル衣類臥具竝其ノ病室ニ在ル諸器具又ハ看病人及患者ニ接シタル家人ノ衣類其ノ他病毒汚染ノ恐アルモノハ各物件ノ種類ニ從ヒ消毒方法ヲ施行スヘシ

第八條第一ニ掲ケタル物品ノ類ハ加里石鹼又ハ綠石鹼(毛皮ニハ避クヘシ)ヲ以テ洗ヒ又ハ石炭酸水ヲ以テ拭淨シ若クハ之ヲ撒布シ又ハ「フオルアルデヒド」ヲ用

……清潔方法……

フヘシ

第五條ニ掲クル各消毒方法ル施行スルコト能ハサルモノハ日光ニ曝シ若クハ大氣中ニテ乾燥セシムヘシ

三六

第七 家屋

患者ノ居室其ノ他傳染病ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル室内各部ハ石炭酸水又ハ昇汞水ヲ以テ拭淨スヘシ但シ土藏造洋風建物等密閉シ得ヘキ室内ニハ（フオルムアルデヒド）ヲ用ヒルコトヲ得

消毒後ハ日光ノ射入空氣ノ流通ヲ良クシ乾燥セシムルヲ要ス

第七ノ二 井戸 水槽等

傳染病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル井戸水槽等ニハ水量五十分一ノ生石灰ヲ乳狀トナシテ投入シ能攪拌シタル後十二時間以上放置シ又ハ適當ノ裝置ニ依リテ熱蒸氣ヲ通シ三十分間以上沸騰セシムヘシ

第八 汽車

傳染病患者若クハ死體アリタル汽車内ノ消毒ハ第七ニ準スヘシ傳染病患者ノ吐瀉物其ノ他排泄物ニ對シテハ消毒藥ヲ混シ適宜處置スヘシ

車室ニ附屬スル便所ハ石炭酸水ヲ以テ消毒スヘシ

第九 船舶

傳染病患者若クハ死體アリタル船室内ノ消毒ハ第七第八ニ準スヘシ其ノ他ノ場所ニ對シテハ消毒藥ノ撒布擦拭等適宜處置スヘシ

船底水ニハ其ノ容量二百分一ノ生石灰末ヲ加ヘ二十四時間ヲ經タル後汲出サシムヘシ

第六編

結論

以上第一編より第五編に亘りて、國民各自が衛生上注意すべき條件並に遵守實行すべ

……結論……

三七

き要件とを述べ置きたるを以て、之を信頼し、的確に誠心誠意を以て遵守實行したならば、國民各自の身體はいやが上にも益々強健に赴くは勿論、子孫の身體に好影響を與へ、延いて社會國家も益々健全となるや疑ひなきものである。即ち吾人も知れる如く、國民各自は國家若くは社會の一分子であつて、分子が總て健全ならんか、國家社會が健全であるとは論を待たざる次第である。若し國家が不健全分子より成立せんか、國家社會は不健全の團體となるのであるから、到底完全と云ふとは出来ぬ。否不完全なる團體と云はねばならぬのである。現世紀に於ける生存競争の劇しき今日に於て、國家社會が不健全分子の團體たらんか、到底此の競争に打ち勝つとの出来ぬのは瞭々乎たるものである。不幸なる哉我國民は漸次滅亡し去り、將來人間界より驅逐せらるるに至るや火を見るよりも明かなる次第である。特に今後人口の増加に伴ひ、益々生存競争の劇甚を極むる時代に遭遇するの機運に赴きつつある今日に於ては、益々非境に沈淪するの已むなき次第である、かくなりては國家の爲誠に嘆すべき極みである。彼の米國加州労働

黨の排日熱の盛んなるは、其基因する處那邊にあるかと云ふに、彼我労働者の生存競争の然らしむる結果と云ふて毫も差支ないのである。即ち彼れは生存競争の起らざる以前は、非常に我を歓迎したるものであるが、今日彼は生存競争上生活難の渦中に巻き込まれたる結果、我を排斥するのである。即ち是は生存競争の劇しき例證であるが、現時生存競争の甚だしからざる墨國・南米・南洋州等の如きは、排日等の言動は更になく、却て大に我を歓迎して居る有様である、之は實に現に見る處の實例である。併し現時の状態は斯の如きも、今後數十年或は百數十年も經過すれば即ち二十一世紀時代にもなれば、漸次彼我國民の繁殖甚だしくなるを以て、今日加州に見る如き排日等の現象を見るならんと想ふ。今本邦人民の増殖につき統計に依るに、大略一ヶ年五十萬人である。今より百年の後には五千萬人、百五十年の後には七千五百萬人、之に國民現數六千五百萬人を加算するときは一億四千萬人となる都合である、併し實際に於ては國民數の年々増加するに従ひ、増加率も益々多くなるを以て、必竟一億四千萬人よりは多くなる

の理である、實に驚くべきものではないか、之に伴ふて生存競争の劇しくなるは必然の理で、従つて人道も頽廢に赴くやも計られずと思ふのである。故に我國民は、十分彼と現今の状態を利用し、歡迎せらるるに乗じて的確なる約束を定結し、確固不拔の制度となし置くの緊要なることを思ふものである。本邦當路の人々は萬事に抜け目なきを以て余の杞憂のある處は近き將來に於て解決せらるるや明かならんと信ず。若し然らざらんか將來我國民は臍を嚙むも及ばざるに至らん、これは生存競争の劇しくなりつつあることを例證し且つ將來を律したるものであるが、兎に角今後の社會は、活動的は一層活動的となり、活動力の十分なる體力及能力を有するもの程、成功者となるものであることは、國民が自覺せねばならぬのである。而して十分の活動をなさんとするには、健全なる體力及能力が必要である。健全なる體力を得んには、國民が常に自己及社會國家に對する衛生法を十分に遵守實行するにあるのである。かくして始めて人間社會の生存競争に打ち勝つを得て、大和民族の繁殖と大發展とを見るのは勿

論のことである。然るに現時我國民の身體の健不健を達觀するに、維新以來物質的文明が輸入せられてより、國民の思想界に一變潮を來たし、國民の身體の状態に最も關係ある結婚法の粗漏龜雜に流れたるの結果、殊に都會人に最多し、國民子孫の身體に悪影響を來たし、肺・癩・腦症等の素質を有する國民甚だ多くなりたるの感がある否之は緒論に於て或ひは本論に於て一々例證を擧げて明言してある通である。國民が今にして豫防警戒せざらんか、是れ由々敷大事であつて、國家の前途を憂ふることの切益々切なるものである。國民よ各自の身體は各自自身の身體にあらずして、國家の身體なることを考へ、又各自の子孫は各自自身の子孫にはあらずして、國家の子孫なることを自覺し、以て各人各個の衛生法を守り、身體を強健にして國家の爲につくし、又結婚につきても十分に注意を拂ひ健全なる子孫を産出し、以て大に國家をして泰山の安きに置かんとことに盡力せねばならぬのである。若し國民總てが斯の如き考を持ち、着々として實行したらんには、今日世界各國より肺病國とか癩病國とかの輕侮呼はりせらるるも、將

發 行 權 所 有

大正四年七月十七日印刷
大正四年七月二十三日發行

『國民衛生健康の話』真附

定價 上製 金八拾五錢

著 者

入 江 彌 太 郎

發 行 者

東京市本郷區丸山 *福山町土音地*

比 佐 祐 次 郎

印 刷 者

東京市神田區
美土代町二丁目一番地

白 土 幸 力

發 行 所

東京市神田區
表神保町區

通俗圖書中央販賣所

國民衛生 健康の話終

來に於ては必ずや此の稱も消滅するに至るならんと信ずるのである。世界無比なる忠良なる我國民よ十分に此の意を體し國民身體の改良進歩に忠實に猛進せられんことを希望するものである。即ち斯の如きは國家に忠實にして、又國民各家の幸福となるので、ゆめ忘れてはならぬことである。奮ひよや我國民、努めよや我大和民族、一言以て結論とする。

終